

議 事 日 程 第 3 号

令和3年6月16日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	成	澤	和	音	議員	
3 番	齋	藤	千	恵	子	議員	4 番	古	山	悠	生	議員
5 番	井	上	由	紀	雄	議員	6 番	小	島		一	議員
7 番	小	久	保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	高	橋	英	夫	議員	1 0 番	高	橋		壽	議員	
1 1 番	堤		郁	雄	議員	1 2 番	関	谷	幸	子	議員	
1 3 番	遠	藤	正	人	議員	1 4 番	山	村		明	議員	
1 5 番	山	田	富	佐	子	議員	1 6 番	佐	藤	弘	司	議員
1 7 番	太	田	克	典	議員	1 8 番	我	妻	徳	雄	議員	
1 9 番	島	貫	宏	幸	議員	2 0 番	木	村	芳	浩	議員	
2 1 番	相	田	克	平	議員	2 2 番	工	藤	正	雄	議員	
2 3 番	中	村	圭	介	議員	2 4 番	島	軒	純	一	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 大河原 真 樹

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	安部道夫	健康福祉部長	山口恵美子
産業部長	安部晃市	建設部長	吉田晋平
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高橋伸一
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
政策企画課長	伊藤昌明	教育長	土屋宏
教育管理部長	森谷幸彦	教育指導部長	山口玲子
選挙管理委員会 委員長	玉橋博幸	選挙管理委員会 事務局長	佐藤幸助
代表監査委員	志賀秀樹	監査委員 局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
副主幹兼 議事調査主査	渡部真也	総務主査	澁江嘉恵
主事	齋藤拓也		

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、元気な高齢者に対する支援制度等の検討について外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日も、朝からお暑い中、多数の市民の皆さんに傍聴に来ていただいております。どうも御苦勞さまでございます。

本日は、特に南部小学校の6年2組の小学生諸君にこの新しい議場においでいただいております。私たちは、地方自治の本旨、この実現のために、議員、行政側、切磋琢磨、様々な米沢市の今後の発展のため、日夜本当に真面目に正直に議論をしながら、安易に妥協するということはなく進めてまいってきておりますし、今後も二元代表制、これをもって市勢発展のために尽くそうと思っております。

これからの60分間、いささか小学生諸君にとっては、難しい言葉なり、時間の関係で早口になったり、なかなか分からないことが多いと思いますけれども、あなた方はこの米沢市の宝です。どうか、米沢市の将来を担うあなた方、ぜひともそんな意識を持って傍聴していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、質問に移

らせていただきます。

大項目の1として、元気な高齢者に対する支援制度の検討についてとし、小項目の1、山形県の制度設計と現状の制度の課題について伺いたします。

最近、地方紙でも報道されました高齢者住まいの安定確保を目指す新たな高齢者居住安定確保計画について、出来たてのほやほや感是否めない事案であります。今後、本市においてどのような高齢者支援設計に至るのか、関心と期待感を持って見守りたいと考えております。

本件は、今年2月から3月3日まで、パブリックコメント並びに市町村協議を経て公表されるに至ったものですが、もとよりこれは国の高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づき、住宅施策と福祉施策の連携促進、高齢者の住まいの安定確保を実現するという大原則に基づいて本法の定める1つとして高齢者に適した住宅の整備促進、2つ目に賃貸住宅及び老人ホームの供給促進と管理の適正化、3つ目に生活支援体制の確保、この3つの事項を具体化するための計画であり、既にそれは山形県として2016年から2025年まで住生活基本計画として、そして今年から2023年までのやまがた長寿安心プランなどの制度設計で対応されているものでもあり、今回の制度設計については、これら2つの既存計画を検証し、補完するものと認識しておりますが、御当局の御見解をお伺いしたいと存じます。

また、従前から本市としても、国や山形県施策に準拠し、今日まで本市で対応されてきた主に高齢者支援サービスについて御提示いただいた上で、それらは当然にして予算計画上の制約は伴うものでしょうし、緊急性や必要性についても十分な審査の上で対応されているものと思います。その点について、市民、受益者、とりわけ高齢者に不都合や御不便はなかったのかについてもお答えいただきたいと存じます。

小項目の2として、健康な高齢者への日常的相

談体制の充実をといたしました。

小項目1で述べさせていただきましたが、新たな高齢者居住安定確保計画、自身の住宅の整備、続く賃貸や老人ホームの供給促進・適正管理、生活支援体制の確保、これらの制度設計視点は実能的を射たものとなるとの認識を持っております。すなわち、自宅で健康に暮らすことのできる住環境の整備や様々なライフスタイルやライフステージに応じて希望する、あるいは個人の必要性にかなう住宅に暮らせるといった、高齢者が持っている将来的不安をできるだけ解消し、安心につながるものと言えるでしょう。

しかし、一方では、サービスの質を保障するためとして、新計画最終年の2025年の推計値に基づき供給目標量を設定しております。例えば、サービス付高齢者向け住宅については1,473戸であり、一昨年供給値とほぼ同数、有料老人ホームについても2020年時点の3,556人に対して3,494人としております。今後の大きな問題として位置づけられる2025年問題、もしかするとその後の緻密な制度設計のためにつなぐための目標量であるかもしれないかもしれませんが、いずれにしてもその数値そのものが高齢者の不安につながるのではないかと懸念しております。

いかなる法制の実行に当たっても、完全とまではいかない制度のはざまが発生するものと存じます。そのはざまを埋めるもの、そして常に課題を見つけ出し、改善につなげる機関の最後のとりで、それはやはり我々地方自治ではないかと思っております。その基本は、行政窓口と現有機関・地域との協働にあると私は思っております。

そこでお伺いいたしますが、現状でも様々な寄り添いの窓口や支援について存在するものと認識しております。昨年3月提示、本市第3期地域福祉計画について、「断らない総合相談体制の整備」を明示していらっしゃると思います。この実施について現状どうなっているのか、お尋ねしたいと存じます。また、今般の山形県における制度設計に

も、それが十分機能し得るものになり得るのかどうかもお聞きしたいと存じます。

私は、健康的なお年寄り、その様々なライフステージを細かく丁寧にサポートする高齢者福祉施策をもっと充実すべき、もっとお金をかけるべきとの立場でもおります。それにはアウトリーチも含めた寄り添う窓口が第一歩になると考えているものです。例えば、おひとり暮らしの健康な高齢者が突然の傷病等によって入院、退院され、その後どうするかといった相談窓口や制度の周知、個別サービスにつなぐことは十分でしょうか。また、見守りも含め、地域や民間事業者との連携策など十分に機能しているものかお聞きいたします。

小項目の3番目、労働者協同組合法の施行に合わせ、高齢者に資する施策を考えるべきではないか。

さて、この質問の最後、小項目1・2で質問してきた課題の解決策の一助とするため、私から提言を申し上げ、当局の御見識と今後の方向性についてお伺いしたいと存じます。

私は、様々な法制の課題は、特に、先ほども申しましたが、地方において率直な住民との対応等により、より現実に即し効果的に発見、対応できる可能性があるかと常々信じております。しかし、重要な人的資産である市民皆さん、優秀な行政職員には恵まれていても、いかんせん潤沢な予算が常に不足ぎみでは、発見と対応策が頭にあってもサービスに一定の制約をかけざるを得ない。しかれば、互いの発想を少し変え、お金をあまり使わず、かつ生きがい、働きがい、地域活性化の推進とその維持を補完するための特効薬はないものか。

私は、昨年12月第203回臨時国会において全会一致で採択された労働者協同組合法、その法制こそ、その処方箋であると確信いたしました。法制の可能性を本市に当てれば、少子高齢化が進展する中、元気な高齢者は社会の大切な支え手であるとし、

意欲ある高齢者による地域課題の解決に資する起業を促すこと、地域における高齢者の働く場の創出と課題の解決策、地域コミュニティの再生を図ることを目的とした協同労働、この方策こそ起死回生の一手、解決策になり得るのではないのでしょうか。また、そこで最も必要なことは、支援策・制度設計も含め、共に考える行政主導型のプラットフォームを早急に検討、創設すべきことと考えております。

思い描いてみてください。町内会・自治会と共に地域を支える事業、例えば地元で気軽に集える場をつくる、仲間と作る・売るを楽しむ、支え合い、里山を守る・野生鳥獣被害対策などなど、今までのようなボランティア・慈善事業、そういった活動、市民の自発的な価値ある活動、それを一歩踏み出し、元気で意欲のある高齢者を対象に協同労働の仕組みを活用した起業を行政が支援する。働く意欲のある高齢者が集い、みんなで出資して事業を立ち上げ、人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みをつくり出す。その全員が出資者であり経営者であり労働者となり、それぞれのことで役割と責任を担うのです。

法人格としての創業ということになれば、世代交代も含め継続的枠組みであり、持続可能な大きな可能性を秘めた事業になり得るのではないのでしょうか。加えて、事業の中核を担う行政主導プラットフォームにこそ「旅の人」、その知恵・行動力、地域おこし協力隊などの若者たちに参画いただくことも含めて、当局の御見識と方向性についてお聞かせください。

続いての質問です。不登校児童の自立支援について。

本年3月、山形県教育庁生涯教育・学習振興課及び義務教育課から発行された「不登校児童生徒の支援ガイド」というものがあります。もちろん、県のホームページにも公開されておりますので、御覧になった市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、私としては、従前から関心がありました

し、派生するひきこもり問題、ヤングケアラーといった課題についても一般質問等で今まで行っておりまして。

今回の先進的とも言える支援ガイドについて、その期待感から、お電話ではありましたが、内容について直接県の御担当からお話を聞きました。配布先や内容解釈など様々お聞きしたところですが、配布先は各市町村の行政機関・相談窓口、各学校、医療機関も含む関係機関、民間支援事業所など多方面に対応されているとのことでした。

昨年3月、別件でひきこもり対策について、民間支援団体に出された県のアンケート調査が行われた際、これまたお電話ではありましたが、県の担当部局、その際は福祉部局でありましたが、アンケートの内容には福祉部局に限った内容ばかりではなく、教育その他関連機関に及ぶ質問内容も多くあったことから、私としては全部局横断的な画期的な制度設計とお考えなのだと思います。そのときも期待感に駆られてお電話した次第でした。しかし、1年前の御担当との対応では、福祉とか教育とか、それぞれの関連機関、民間支援団体、事業所といった縦割りによる弊害、部門間の壁とは大げさで適切な表現ではないかもしれませんが、むしろ御担当の苦勞をかいま見たお話をお聞きすることになり、少々落胆したものです。

それがどうでしょう。今回のガイドの巻頭には、不登校児童生徒への支援には、学校に登校することを目標とするほかにも様々なアプローチがあり、将来の社会的な自立に向けて学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会などの民間支援団体などが連携を図り、本人の考えを大切にした人生のサポートが求められております。本リーフレットは、一人でも多くの児童生徒やその御家族への支援を目指して作成しましたとなっております。共々登載されている見事な関係機関連携図についても、去年からの担当者各位の並々ならぬ熱意と御苦勞を感じ取った

次第です。そんな経過も含めて質問させていただきます。

小項目の1として、関連機関・民間事業者との連携における基本的な考え方について。

この相談支援ガイドを中心に、支援制度設計について、本市として新たな取組を含めて共に考えたいと存じます。そして、ぜひ実効の上がるものにしたいとの思いでの質問です。

先ほども御紹介しましたが、支援には、学校に登校することを目標とするほかにも様々なアプローチがあるとしています。その視点で、現状本市として今どんな支援制度があり、様々な発展的な可能性も含め、ガイド登載のようなビジョン実現に向け、今後強化すべきと考えられる制度設計、とりわけ行政や学校との関連機関、民間支援事業所などとの連携による支援制度設計の在り方について、現状での御見識をまずお伺いいたします。

小項目の2、学校現場での取組は。

今般のコロナ禍、波及する様々な対策、タブレット端末の新たな取組などなど、学習環境が激変している今日的状況の中で、担任の先生はじめ本日御来場の小学生諸君、支える職員の皆さん、学校現場では大変な御苦勞をなさってさらなる研さんと希望を持つ方々に対し、この場をお借りし尊敬と感謝の意を表したいと思います。大変御苦勞さまでございます。

激変する状況の中での教育環境の維持、発展を目指す恒常的な取組にあって、今回のガイド登載に限らず、ガイダンス教室をはじめとして不登校児童生徒支援は脈々と対応されてこられた本市教育現場と、その認識の下で、今までも様々な連携機関・サービスに結びつける支援についても対応してこられたと存じます。

そこで伺いいたしますが、現状ではどのような取組が行われているのか。また、SCやSSWの配置など、現場担任、子供たち、親との協力・関連性など、加えて、今後県のガイドに準拠する新たな方針などあれば具体的にお聞かせください。

い。

小項目の3、様々な状況に対応する協議機関の創設について。

この質問の終わりに、先ほども申し上げたとおり、今般の子供たちを取り巻く社会環境は、従前に倍加し様々な課題を生み、新たに発生した課題と考えがちです。しかし、私は、今までも個々に潜在していた問題が複合的に集積され顕著化したものと捉えています。

最近社会でよく言われるようになった負の連鎖、その連鎖を断ち切る。子供たちについてももちろん同様に、局所的視点・対応策を再考し、俯瞰的・横断的、広く制度設計を行うべきとの視点で考えるとき、今般の山形県ガイドは十分機能すべきものであり、同時に子供たちの貧困やヤングケアラーといった課題に対処するためにも、この際もつと広く、困っている子供たちとその親御さんも含め、行政主導の下、個別に機能している各支援窓口・関連機関の合同協議会的なものを創設し、有機的に共有対処し得る機関として機能することを目指すべきだと考えますが、現状や今後の当局の方向性など、御見識をお伺いしたいと存じます。

壇上からの最後の質問といたしますが、大項目、新庁舎建設計画と中心市街地の活性化について。

2018年度3月作成の新庁舎建設基本計画、その中で、本冊第3章3項の4「庁舎建替えの基本的な考え方」として登載されています、庁舎建物規模の縮小の考え方、理由づけについて伺いいたします。

そこに書いてあることは、読み上げます。「中心市街地活性化の観点から行政機能の一部移転の声がありますが、民間との連携による実施が不可欠であるため、その検討には時間がかかると予想されます。まちづくりにおける政策的な判断の下でその動きが具体化した場合を想定し、二重投資を避けるためには庁舎面積を抑制する必要があると考えました」としています。今日的な中心市街地の状況等も勘案し、推進に向けた具体的な

活性化策・方向性を共に考えてまいりたいと存じます。

小項目の1つ目、分庁舎に持たせるべき機能・役割の想定。

新庁舎建設計画の基本的な考え方に記され、その規模の縮小についての明確な理由づけであって、そして一定程度中心市街地の市民の皆さんの御期待にかなう内容とも取れる内容だと思います。そもそも、その時点で行政機能の一部、この場合、あえて分庁舎と呼ばせていただきますが、何をお考えであったのか。機能・役割について具体的な計画をされていたのかお伺いいたします。

小項目の2、米沢市中心市街地活性化基本計画の今後について。

米沢市中心市街地活性化基本計画については、既に昨年終了となり、新たな計画についての十分な継続的対応を強く求めるところではあります。2013年8月に改定された本冊の中で公共施設再配置をうたっておりました。計画期間中、2016年には図書館が完成しているわけですけれども、新庁舎建設計画でいうところの行政機能とは全く別物であるとの認識でよろしいと思います。いかがでしょうか。

また、その他様々な中心市街地活性化基本計画の事業及び実施スケジュールとして、市街地整備について13項目、都市福利施設として4項目、町なか居住の推進に3項目、商業の活性化に至っては実に30項目、公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進として4項目などなど、具体的に提起されておりました。その中で、特に商業の活性化事業の展開とその評価について現状はどのようなになっているのかお聞きしたいと存じます。加えて、今後の計画制度設計にどのように反映されるものかも併せてお聞きしたいと存じます。

小項目の3、都市計画マスタープラン・まちづくり総合計画後期基本計画に沿った多機能的分庁舎の整備について。

今後の計画といえば、昨年12月に公表されまし

た米沢市都市計画マスタープラン及び2020年から2040年までとした計画的な都市基盤づくりを提示しております。その計画の中の基本的な方向性としても、市街中心部への都市機能の集積、都市基盤施設の重点的整備、適正な土地利用の誘導などが盛り込まれております。

私は、小項目2でもお話ししたとおり、中心市街地活性化基本計画について、その計画が果たしてきたもの、不十分で計画どおりにならなかったもの、頓挫したものなどの検証と今日的状況・実態変化を研究、十分検討した上でのマスタープランと認識しております。その上で伺いいたしますけれども、それら新計画に中心市街地活性化策の貴重な検証はどのように生かされているのか、改めてお聞きいたします。

消費税率のアップやコロナ禍、消費の急速な落ち込み、様々な業種・業態に影響し、特に当該地区の変容・減衰に拍車をかけていることは御承知のとおりであります。今後の計画に資する活性化策の具体的な提示・実行によってこの流れを何とか変えていかなければならないことは皆さん共通の思いであり、その時期は今ではないでしょうか。この際、現況を打破するに資する中心市街地に配する多機能的分庁舎の整備計画など、具体的に市民に御提示し、市民、民間事業者と共に知恵出しをしながら具現化すべきことと考えますが、当局のお考えをお聞きしたいと存じます。

以上、壇上からの質問といたします。御清聴、誠にありがとうございました。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、元気な高齢者に対する支援制度等の検討についての（1）及び（2）と、2、不登校児童生徒等の自立支援についての（3）についてお答えいたします。

1の（1）県の制度設計と現状制度の課題についてであります。山形県高齢者居住安定確保計画は、高齢者の住まいの安定確保を実現するため

に、高齢者に適した住宅の整備促進などを目的とした計画であります。主要施策としては、住環境整備の促進、住宅確保が困難な世帯に対する支援等が掲げられています。計画の位置づけとしても、山形県住生活基本計画及びやまがた長寿安心プランを調和させ、かつ補完させたものと認識しております。

特に、住環境整備の促進については、高齢者の持家の老朽化に対応するべく、バリアフリー化の促進などが位置づけられております。仮に介護を要する状態になった場合でも、住み慣れた地域で一日でも長く暮らし続けるためには、介護サービス及び生活支援サービスなどの充実のほか、住宅の環境整備も必要となります。

介護保険制度におきましては、それらに対応するため住宅改修費支給事業を実施しております。ただし、保険の給付事業であるため、対象者は要介護等認定者と限定されています。手すりの設置や段差解消などの改修となりますが、安全確保や不安軽減のほか、動作を容易にするといった介護保険制度の基本理念である自立支援に資する内容のものとなっております。そのため、実施に当たっては、リハビリテーション専門職の意見も取り入れながら適切な実施に努めている状況です。

一方で、住環境の充実等を目的とした米沢市住宅リフォーム総合支援事業を山形県の補助制度を活用して実施しており、本事業は今後さらに進む高齢化や持家率が高いという地域性に配慮し、持家住宅のバリアフリー化、寒さ対策、克雪化など、高齢者の方々がより快適な住環境の整備をしていただく上でも、幅広く活用していただける制度となっております。

以上のことから、本市としましては、介護保険制度及び住宅リフォーム総合支援事業により、介護認定を受けている方もそうでない方も、住環境の整備を行うことが可能な状況であると考えております。

次に、（２）健康な高齢者への日常相談体制の

充実についてお答えいたします。

「断らない総合相談体制の整備」についてですが、これまでも各行政窓口において、関係部署との連携により相談者へ寄り添った対応並びに相談者の課題解決のために必要な情報の提供や支援を実施してまいりました。

その中であって、制度のはざまで問題を抱える方や複合的な問題を抱える方への対応の強化やワンストップ機能の充実を図るべく、今年度から社会福祉課を福祉総合相談機能の中核とした福祉総合相談体制の構築に着手したところです。

現状としましては、新庁舎移転に伴う福祉部門４課の集中配置により物理的な問題を解消した上で、福祉相談総合窓口を明確にしたこと、また内部において相談を受け付けた場合の連携体制やその方法を共有することにより、連携しやすい環境を改めて整備している段階にあります。

今年度は、福祉部門４課において、困難ケース等について定期的に話し合う場を設け、職員一人一人のスキルアップに努めるなど職員の意識と相談の質を高める機会を設けること、福祉相談の実態を再度分析し本市の相談体制が抱える課題を把握すること、広く市民の方々に周知し不安を軽減していただくことに重点を置いてまいります。

このことにより、どこに相談に行ったらよいのか分からないといった市民の方々の心理的な不安の軽減と、部内の横の連携強化により、長時間お待たせすることのない迅速な対応を可能にするものと考えております。

さらなる体制の強化を図るため、庁内の関係部署はもちろんのこと、相談機能を持つ外部団体等との情報共有の機会を設け、市全体の相談体制の充実を図ることにより、市民と地域の福祉増進を推進してまいります。

続きまして、高齢者からの相談体制や窓口等の周知についてであります。

日常生活や健康、介護などに不安を抱く単身の

高齢者などが身近な場所で気軽に相談できる体制が必要であることから、本市では地域における高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターがその役割を担っております。地域包括支援センターへの相談件数は年々増加しており、相談内容も多岐にわたっておりますが、健康な高齢者からは介護予防に関する問合せが多い状況です。

介護予防事業につきましては、高齢福祉課が主体となって介護予防教室や住民主体の通いの場の立ち上げ支援を実施しておりますが、今後、さらに住民主体の活動を推進するため、各地域包括支援センターと協力し、地域の実情に応じた支援を実施してまいります。地域における様々な活動を通じて、地域包括支援センターの認知度を高め、住民の方が気軽に相談できるよう、ワンストップサービス機能のさらなる充実を図ってまいります。

なお、地域包括支援センターや市の相談窓口につきましては、広報誌やリーフレットの活用のほか、出前講座などで周知を図っておりますが、地域の方々から十分に認知されている状況に至っていないと思われます。今後も、さらに効果的かつ効率的な方法を検討し、周知に努めてまいります。

次に、見守りにおける地域や民間事業者との連携についてです。

現在、市や地域包括支援センターには、金融機関、郵便局、新聞店、宅配事業者、移動販売事業者などからの通報や相談が寄せられております。このような生活に密着したサービスを提供する事業者は、日常生活の中で高齢者の異変に気づくほか、挨拶や声がけを通じたさりげない緩やかな見守り役として大変重要な役割を果たしていただいております。あわせて、市内の事業者へ委託した見守り事業も行っているところです。

今後も、気づきと見守りに資する重層的な体制を構築するため、多様な民間事業者との連携に努めてまいります。

続きまして、2の不登校児童生徒の自立支援についてのうち、(3)の様々な状況に対応する協議機関の創設と支援についてお答えいたします。

子供や家庭を取り巻く環境は、多様化、複雑化する社会変化の中で様々な課題を生み出し、支援等についても一律の対応が難しくなってきております。

このため、市内の全ての子供とその家庭を対象に個々の相談に対応し、ニーズに合わせて地域資源を活用しながら、原則として18歳までの全ての子供の支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を子ども家庭課内に設置すべく、令和4年度に向けて整備しているところです。

また、子供の貧困やヤングケアラーなどの子供を取り巻く社会的課題の解決のために、学校など教育の専門家である教育機関をはじめ、福祉や医療等の専門家など各関係機関で構成する新たな協議会も設置する予定であります。

その上で、市は、子ども家庭総合支援拠点として総合調整を行いながら、構成機関との情報交換と連携により、子供や家庭への包括的な支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、元気な高齢者に対する支援制度等の検討についてのうち、(3)労働者協同組合法の施行に合わせ、高齢者福祉に資する施策を考えるべきではないかについてお答えいたします。

少子高齢化が進展する中、高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず地域で働くことができ、社会を支える活動を通して活躍いただくことはますます重要になっていくものと考えています。

こうした中、議員から御紹介のありました労働者協同組合法につきましては、多様な就労機会の創出を促進し、地域の様々な需要に応じた事業を

促進することによって、持続可能で活力のある地域社会の実現に資することを目的として、昨年12月に成立した法律であります。

この法律が法制化される以前から先進的に協同労働に取り組まれておる事例としまして、広島市の例を申し上げさせていただきたいと思います。平成26年度から協同労働プラットフォームを立ち上げまして、協同労働モデル事業などを実施されているところであります。

その協同労働モデル事業では、意欲のある高齢者による地域課題の解決に資する起業を促し、地域における高齢者の働く場の創出と課題の解決、地域コミュニティの再生を図っていくという観点から、これから高齢者の雇用政策の好事例として受け止めたところであります。

本市におきましても、就労や社会参加に対して意欲的な高齢者の方は、地域課題の解決、活性化につながる貴重な人材であると同時に、多様な働き方によって積極的に社会参加していただくことは、持続可能な地域経済を実現していくために非常に重要であると考えています。

議員から御提案のありました協同労働のプラットフォーム化につきましては、本市では別途、創業支援制度という制度を持っておりますので、現時点で検討はしていないところでありますが、高齢者雇用対策の観点から、今後、先進事例等を参考にしながら、プラットフォーム化が可能かどうかも含めまして検討していきたいと考えております。

なお、本市では、高齢者を含む多くの市民が生き生きと元気に活躍できる多様な就労機会等の創出を図る事業として、平成27年度に国から認定を受けました米沢市創業支援等事業計画に基づき、創業に意欲的な方に対する支援に幅広く取り組んでおります。

具体的には、市内における創業の促進による産業活性化を図るため、米沢商工会議所や市内金融機関等12の機関と連携し、プラットフォーム化し

ながら新規創業を希望される方の相談窓口のほか、特定創業支援事業として、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識を習得するための創業塾を開催し、大学生から高齢者まで幅広い年齢層の方に御参加いただいております、参加者の約2割は60歳以上の方であります。

このように、本市では様々な創業に関する支援制度の充実を図りながら、市内における創業の促進による地域活性化、産業活性化に取り組んでいるところでありますので、今後も高齢者を含めた様々な方の就労機会の創出に通ずる創業支援について、関係者とも連携しながら積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、2の不登校児童生徒等の自立支援についてのうち、(1)の関連機関・民間事業者との連携における基本的な考え方についてと(2)の学校現場での取組はについてお答えいたします。

初めに、(1)関連機関・民間事業者との連携における基本的な考え方についてお答えいたします。

本市においては、学校不適応児童生徒のための居場所づくりとして、米沢市適応指導教室（通称ガイダンス教室）を設置しております。学校への登校が困難な児童生徒の学習や体験活動の場として、学校復帰に向けた適応指導に当たるとともに、将来の社会的な自立に向けた支援を行っております。また、ここでは通室している児童生徒及びその保護者や同じような悩みを抱えておられる市民の方への相談活動も行っております。

次に、民間事業者についてですが、不登校児童生徒の居場所づくりのために、複数の事業者に支援をいただいております。民間事業者では、様々な体験活動や学習支援を通して、個々の課題に合わせながら事業を進められていることを認識し

ております。事業者の担当の方がそれぞれの家庭に出向いて学習支援を行っていること、生徒が事業所の施設に通い活動を行っていることもお聞きしております。本市の児童生徒のために支援をいただいていることに対し、感謝しているところであります。

学校と市の適応指導教室、民間事業者がそれぞれで児童生徒を支援するのではなく、ケース検討会議を行ったり、場合によっては民間事業者への訪問を行い、児童生徒の活動の様子を把握したりしながら、連携を深められるようにしてまいります。

続きまして、（２）の学校現場での取組についてお答えいたします。

教育委員会が取り組むスクールガイダンスプロジェクトの職員は、市として不登校対策専門員２名、適応指導員３名、教育相談員３名、スクールソーシャルワーカー１名、各学校には１７名の適応指導補助員を各小学校の状況に応じて配置しております。

また、県としては、市内全ての中学校にスクールカウンセラーを配置しており、今年度から教育委員会に新たにスクールソーシャルワーカー１名が配置となりました。年に２回不登校対策会議を行い、小中連携の観点から、気になる児童生徒についての情報共有を行ったり、スクールカウンセラー連絡会議を開催し、スクールカウンセラーと校区内の小中学校、教育委員会が情報交換を行ったりしております。

また、担任や学校職員が適応指導教室にプリントを届け、顔を出したり、行事へ参加したりしながら、適応指導教室と学校との連携を図っているところです。学校では、個別のケース検討会議を行い、民間事業所、関係機関が情報交換や対応策等を話し合いながら連携を図っております。

現在、学習の環境が大きく変化し、オンライン学習も効果的に活用され、学習の機会の多様化を認めていく必要があると感じております。民間事

業者においても、教育課程に準じながら、学習の機会が保障されていることを学校と情報共有を図っていくことで、不登校児童生徒の成長の一助となっていくと考えます。

また、県の不登校児童生徒の相談支援ガイドや市の適応指導教室が発行する通信を周知・活用しながら、家庭とも連携を図ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、３の（１）分庁舎に持たせるべき機能・役割の想定はについてお答えいたします。

新庁舎建設基本計画を策定するに当たり、学識経験者や公共的団体等の役職員など、計１０名で構成する市民委員会を設置し、８回にわたり検討を行いました。この市民委員会の議論の中で、中心市街地活性化のため、庁舎機能の一部を中心市街地に移転することを検討してはどうかという意見があったところでございます。

中心市街地活性化のために行政機能の一部を移転するには、民間との連携による実施が不可欠であり、その検討には時間を要すると予想されたことから、この市民委員会の中では、建て替えに絞って議論をいただいたところであります。その上で、将来的にまちづくりにおける政策的な判断の下で、中心市街地への庁舎機能の一部移転の動きが具体化した場合を想定し、できる限り庁舎の規模を小さくすることとしたものであります。

このように、新庁舎建設の基本計画には、将来的な庁舎機能の一部移転の可能性にも触れましたが、移転する機能や役割については民間とも連携しながら別途議論が必要と考えておりましたので、その時点におきましては具体的な想定はしなかったところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、3の項目のうち、
(2)と(3)についてお答えいたします。

初めに、(2)につきまして、平成23年度に策定いたしました米沢市中心市街地活性化基本計画は、令和2年度までの計画期間とし、中心市街地活性化の将来像及び基本方針のほか、ハード事業やソフト事業を掲載した計画となっております。

中心市街地活性化基本計画の評価につきまして、市街地の整備改善事業や商業の活性化事業などの5本の柱となる事業を一体的に推進することで、中心市街地に多くの人を集客し活性化に結びつけていくために、数値目標といたしまして、市街地への人の流れに焦点を当て、前期5か年の最終年度に当たる平成27年度までの2つの目標を設定しております。

具体的には、ナセBAや市民文化会館など、町なかの文化施設利用者数を46万人、町なかの歩行者・自転車通行量を2,100人と設定したところがあります。平成20年度末時点では、ナセBAが開館前だったということがあり、いずれも目標達成には至らなかったところがあります。

平成28年度以降の後期期間につきましては、前期計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを図ることとしておりましたが、国の認定計画も視野に入れ、国の補助を活用する民間事業を模索しておりましたが、具体的な事業に進展がなかったことから計画の見直しは行わず、都市再生整備計画事業で整備したナセBAや西條天満公園を活用しながら、商工会議所と連携した米沢市中心市街地活性化協議会において、町なかのにぎわいづくりを中心としたソフト事業を展開してきたところがあります。

後期期間についての数値目標の見直しについてはしておらないものでありますが、関連計画によりフォローアップを行ってきたところがあります。

町なかの文化施設利用者は、令和元年度末で53

万人と目標の46万人を達成しているほか、歩行者・自転車通行量につきましては、平成30年度の調査で1,772人と目標の2,100人には至らなかったものの、減少傾向は下げ止まりとなったことから、一定の効果があったものと捉えております。

一方、議員から御指摘のありました商業の活性化などの評価についてであります。中心市街地活性化基本計画には、既存事業も含めた多くの個別具体事業を掲載し、その取組を推進してきたところであり、一定の成果はあったものと認識しております。しかしながら、商業を取り巻く環境は大きく変化し、売上げの減少や後継者不足による廃業などによって空き店舗が増加し、商業機能が著しく低下している状況であると認識しております。

今後につきましては、中心市街地活性化基本計画の更新の予定はないところでありますが、これに代わる計画といたしまして、令和2年12月に策定いたしました立地適正化計画に基づき、引き続き、町なかの活性化に資する取組を推進してまいります。

次に、(3)についてであります。都市計画マスタープランなどの策定に当たりましては、先ほど申し上げました中心市街地活性化基本計画の評価等を参考にしながら現状分析を行い、人口減少や超高齢社会に対応し、中心市街地のみならず将来にわたって本市を持続可能な町に発展させていくために、事業レベルの展開と併せて将来にわたり都市が十分機能するような人口密度を維持していくための機能（誘導施設）を明示し、中心市街地の衰退の原因の一つになっている都市構造の根本的な課題を踏まえて計画の策定を行ったところがあります。結果といたしましては、中心市街地活性化基本計画に定めておりました町なかへの都市機能の誘導など、コンパクトなまちづくりの方向性につきましては、都市計画マスタープランなどでも引き続き方針として継続しているところがあります。

民間開発を含めた中心部の都市機能の向上に資する施設整備に当たりましては、必要に応じて、市として可能なものについて支援をしていく考えであります。

私からは以上となります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） いつもながら、御丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

時間も押しておりますので、大項目一つ一つに一問一答、1問ずつ再度質問させていただきます。

まず、大項目の1についての質問となりますけれども、総合支援相談窓口ということで、ただいま準備中ということで御尽力なされているという御答弁がございました。ぜひ、早急に確固たる体制を取りながら対応していただきたいと存じますけれども、その中で特に私が心配しているのは、きめ細やかなという部分のところで、いわゆるアウトリーチをどのように活用しながら老人対応といえますか、とりわけ元気な御老人に対するケアといえますか、サポートを行っていくというお考えは、何か具体的にございますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まず、先ほども申し上げましたように、今回窓口を立ち上げたところでございます。今後、様々な重層的支援体制を整備ということで、現在、総合相談の支援、次には社会参加を促すような参加支援、または地域づくりに向けた支援ということで、この3段階については段階的に進めていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 今後、十分検証させていただきたいと存じますけれども、その段階的支援の一つとして、私が最後の項で申し上げました、いわゆる協同労働の関係についての部分につきまして、先進地の広島というところをお挙げになりました。この部分につきましては、いわゆる予算措置も含めて支援措置を行って成功している

というところがやはりみそだと思うのです。おっしゃるように、全般的な創業支援についてはきちっと行っております。しからばどうなのかということになるわけですが、2割以上が60歳以上とは申せ、現実的にやっぱり敷居は高いと思うのですね。だから、老人に特化した、高齢者に特化したそういう創業支援ということをぜひ今後御検討いただきたいと思いますのですが、その辺についてはまだお考えにないということではよろしかったでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど申しあげました創業支援事業については、金銭の支援もしております。先ほど高齢者の方に特化したというお話もありましたけれども、高齢者の活躍については大変重要だと思っております。その割合をできるだけ広げていくための内容について十分検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 最後の大項目の部分でもう一度、先ほど、総務部長から御答弁がございました。当時の発想とすれば、まだ具体的なものは何一つなく、庁舎の縮小についてのみ御検討いただいたという御答弁でございました。確かにそうなのだろうと思いますが、今町なかがどういう状態かということは皆さんも御存じのとおりであります。ようやく旧百貨店の跡地が今後再利用されるなどというニュースがあるかと思えば、逆に老舗の米沢のホテル、これがなくなってしまうなんていうことも含めて、今の状況は非常に危機的な状況だと思います。

もう一つ、欠かせないものとして商工会議所の建て替えの工事、こちらもしろいろと話題に上っております。いまだコロナの関係や様々な状況について対応いただいていない、いただけない部分もあるかもしれませんけれども、ここに何とか市として具体的に公費を伴うもの、私としては多機能的分庁舎と申し上げておりますけれども、そう

いったカンフル剂的な中身を含めて、あの地域で具体的な提示さえしていけば、市民の皆様は納得できるのではないかと私は思うのです。

こちら側から遠慮しているのではなくて、やりましょうよということを行政側から当該地区の皆様についても、あるいは市民全般についてもお話しすれば、素晴らしいものが出来上がるのではないかと。そのまさに正念場と思うのですけれども、これについてどなたか、御決意と御答弁いただける方はいらっしゃいませんか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 今、商工会議所の新たな建物ということの御提案でございました。以前にコロナ前までは現地建て替えという方向性で会議所はきっておったようでした。ただ、今このような状況になって、またいろいろと検討をされているという話も聞いておりますので、そういった状況を勘案しながら市として何ができるのかと、このことについて連携を取りながら進めていきたいとこのように思っております。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染対策について外2点、11番堤郁雄議員。

〔11番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○11番（堤 郁雄議員） 櫻田門の堤郁雄です。早速質問に入らせていただきたいと思います。質問項目の1番、新型コロナウイルス感染対策

についてですが、毎日のように国などの対応が変わって情報が更新されていくという状況なものですから、対応する職員の皆さんや医療関係者の皆さんは大変であろうと推察いたします。また、日々御尽力いただいております医療関係者の皆様には敬意を表します。

現在、全国的には、緊急事態宣言下にある都道府県が10か所、まん延防止等重点措置区域が5県もあります。全体的には感染者数は少なくなっているように見えますが、場所によっては人の流れが増えたり、夜間の滞留人口が増えるなど、今後については予断を許さないものだと思っております。

山形県内においては、ここ最近は一桁の感染者数になり、かなり少なくなったとは感じていますが、米沢市内においても時々感染者が発生するような状況でありますから、まだまだ安心できない状況だと考えております。

さらに、最近増えているのがイギリス型とかインド型と言われる変異株の問題です。山形県内の感染者からもこれらの変異株に感染している人が出ています。これから新型コロナウイルスは全て変異株に切り替わっていくと言われていています。聞いている限りでは、従前のウイルスに比べて感染力が強い、短期間に重症化しやすいなどの特徴があると思います。

イギリスでは、変異株が接種の速度を上回って感染が進むということで、戦々恐々の状態のようですけれども、我が国においては今までと同じマスクや手洗いなどの予防策だけで十分なのではないでしょうか。ほかにも必要な対策がないのか。あれば市民にも周知することが大事だと思いますので、お答えいただきたいと思います。

しかし、一番の対策はやはりワクチンの接種です。感染を抑え込む方策としては、ワクチンの接種以外にはありません。現在65歳以上の高齢者の接種が行われていますが、それらは感染防止対策というよりは、重症化しやすい高齢者のための対

策です。

県内でも高齢者施設の入居者や職員に多数の感染者が出る、いわゆるクラスターの発生があったわけですが、寝たきりの高齢者が外からウイルスを持ち込む可能性は極めて低いと言わざるを得ません。可能性があるとするれば、高齢者の家族か、職員ということになります。高齢者の接種に加え、介護に従事する職員も接種の対象になるのは当然のことです。しかしながら、家族の方は接種の対象になっておらず、家族の面会が制限され、場合によっては高齢者が亡くなってもみとることもできないという状況です。病院も同様です。医療従事者の接種は行われていますが、入院患者やその家族についてはまだ接種できず、面会も制限されたままです。

本市では、高齢者の接種については順調に進んでいるため、65歳未満の基礎疾患がある方や職域枠についても6月から接種を行うと広報よねざわにも載っていましたが、これらは国による接種の柔軟化に対応したものと考えますけれども、全国的には既に65歳未満の接種を進めている自治体は多くあります。

国による大規模接種は全国の国民を対象としていますが、昨日のニュースでは接種枠の空きがかなりあるようで、65歳未満の方も接種できるとのことです。感染防止の観点からは、むしろ65歳未満の方こそ優先すべきと考えます。仕事などで県外に出かけたり、県外から来た人と接する機会が多い人こそ優先的に接種すべきではないでしょうか。今後の65歳未満者のワクチン接種について、当局の考えをお聞かせください。

次に、市立病院建設に伴う桜の木の伐採についてであります。今般の一般質問要旨の通告と聞き取りの段階ではまだ伐採されていませんでしたが、議長の許可を得て写真の資料がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。左側の写真を御覧いただければ分かるかと思いますが、上のほうは伐採前、伐採前といっても私

が写真撮った時点では既に2本ぐらい切られておりましたけれども、下の写真は既に伐採を終えて桜並木がもうほぼなくなったような状況です。ですから、なぜ伐採するのかという質問ではなく、なぜ伐採してしまったのかという質問になりますが、個人的には深い憤りを持って質問いたします。

市立病院の東に流れる最上川の堤防には多数の桜の木が植樹されており、春の桜の満開期には美しい桜並木が川の兩岸を彩り、吾妻山の残雪の白馬の騎士と桜並木が米沢市を代表する景観をつくり出しています。春の上杉まつりの時期と重なると、桜並木と武者の甲冑姿の取り合わせがとても美しく、市民からも観光客からも大変評判のいい景色を形づくっていると言えます。

この景色も一朝一夕にできたわけではなく、長い年月の間に桜の根元が直径1メートルを超えるような巨木に育っているからこそです。今回、市立病院の建設に当たって、酸素を積んだタンクローリーが堤防の側から進入するための道路を造るために12本の桜を伐採することになったわけですが、工事が終われば進入路は必要なくなります。ですので、全くの工事だけのために桜の木を伐採したということになります。工事が終わったら進入路も取り壊し、若い桜の苗木を植えるということですが、同じ大きさに育つまでに何十年かかるのでしょうか。植え替えただけで元と同じ価値が生まれると思っているのでしょうか。まず、この桜並木の価値をどのように評価しているのかお聞かせください。

また、工事に当たっては、木を伐採せずに工事ができないか検討しなかったのでしょうか。北側に市道が造られましたが、工夫すればそちらの側からの進入路を造れたと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、国・県との交渉によりますが、東側、河川側に拡張できなかったのか、お答えください。

次に、最近、二地域居住する方が増えています

が、本市としてどのような対応をしているかということについて質問いたします。

デュアルライフ、あるいはデュアルハビテーションとも言うようですけれども、以前からそのようなライフスタイルをする方はいたわけですが、最近はコロナウイルスの影響もあり、感染者の多い首都圏などから地方に家を買って移り住む人が増えているとのこと。完全な移住ではないわけですが、リモートでの仕事をする人が増えていることなどから、本市もそれらの人をターゲットにした方策が必要と考えますが、本市では何か考えていることや既にやっていることなどがあればお答えください。

また、一方では、人口の減少や核家族化に伴う空き家の増加も問題になっています。住まずに固定資産税を払っているだけならば、本市にただで譲渡したいという人も少なくないのではないのでしょうか。そこで、本市にも増えている空き家を本市が譲渡を受け、リフォームが必要な場合はして、移住や二地域居住を考えている人に安く、あるいはただで譲渡する、このような方策ができないか、本市の考えをお聞かせいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、新型コロナウイルス感染対策についてお答えいたします。

(1) 新型コロナウイルス変異株への対応はどのようにするのかについてですが、新型コロナウイルスの変異株の特性とその検査状況についてありますが、厚生労働省では、N501Yの変異がある変異株は、従来株よりも感染しやすく、また重症化しやすい可能性も指摘されているところであり、イギリスで確認された変異株がこれに当たります。E484Kの変異がある変異株については、従来株よりも免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されています。

さらに、インドに由来する新型コロナウイルス

変異株L452Rについては、感染・伝播性の増加が見受けられる変異株としての特性が報告されているところです。

こうした変異株に対して、山形県における変異株のスクリーニング体制についてですが、県に確認したところ、県の衛生研究所で行う変異検査については、ほぼ変異株のスクリーニング検査を実施しているとのこと。

また、医療機関から民間の検査会社に検査の依頼がなされたものについては、検査を受託した検査会社によって変異株のスクリーニング検査を実施する場合としない場合があり、令和3年5月24日から5月30日までの変異株の検査率は42%と公表されているところです。

インドに由来する新型コロナウイルス変異株についてですが、これまで検査は行われていなかったものの、このたび検査体制が整備されたため、今後スクリーニング検査が実施されますが、検査対象はどのようにするかなど、詳細については県で今後検討していくとのこと。

今後、変異株による感染拡大が懸念されますが、山形県が主体となって、スクリーニング検査や陽性者が発生した場合における積極的疫学調査を行うことから、本市としましては、市民に対し感染拡大防止に向け、周知・啓発活動を行っていく必要があると考えております。

次に、(2)の高齢者のワクチン接種と並行して65歳未満の接種をすべきではないかについてお答えいたします。

16歳から64歳までの市民に対し、6月18日金曜日までに接種券を送付いたしますが、本市としましては、国の方針にのっとり、基礎疾患のある方をまずは優先して行い、その後、64歳以下の一般の方へ接種時期を御案内することとしております。

また、他自治体においては、クラスター対策の必要性が高いと思われる教員や保育士、幼稚園教諭などから優先的に接種を行っている事例があ

ることから、本市においても、業種などの接種の優先順位について早急に検討し、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部によって決定してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2の市立病院建設に伴う桜の木の伐採に関して、（1）の桜並木の観光資源としての価値をどう捉えているのかについてお答えいたします。

松川の堤防道路沿いの桜並木については、ただいまの議員の御意見にありましたとおり、春になると満開に咲き誇り、松川の穏やかな流れや残雪が残る雄大な吾妻連峰の景色と相まって良好な景観を形成し、多くの市民に親しまれ、安らぎをもたらす大切な地域の財産であると考えております。また、米沢上杉まつりとともに春の米沢を彩る風物詩として、本市ににぎわいと交流を生み出す重要な観光資源の一つであるとともに、本市を訪れた人にとってもイメージアップにつながる大事なものと認識しております。

このたび、新病院建設に伴い、桜並木の一部を伐採することとなりましたが、新たに植栽する桜が良好な景観を形成し、今後、観光資源としてつながっていくようにしていかなければならないと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2の市立病院建設に伴う桜の木の伐採についてのうち、（2）北側の道路から進入路を造れないか及び（3）堤防の拡幅は東面（河川側）にできないかの御質問にお答えいたします。

初めに、（2）の北側の道路から進入路を造れないかについてであります。新病院建設に伴う周辺道路の整備につきましては、新病院の配置計

画によって病院の南側道路（市道松が岬一丁目松川左岸線）が一部市道廃止となるため、これまでこの市道から堤防道路へ出て南進していた大型車両などの代替道路として、市立病院北側に新設道路を整備し、併せて堤防道路（市道相生橋万里橋線）及び市立病院の西側道路（市道市立病院西通り線）の一部区間を拡幅し、大型車両などの通行ルートを確認する目的で実施しているところであります。

その中で、堤防道路の拡幅区間には、市立病院への医療用液体酸素を供給するための進入路（スロープ）があり、その進入路は市立病院の診療を継続しながら新病院を建設されることとなるため、医療用液体酸素の定期的な補給（週1回）が必要となることから、工事の進め方といたしまして、新たな進入路を建設し、既存の進入路を撤去する方法で堤防道路の拡幅を行うこととしており、この新設進入路の設置のために支障となる桜の木を伐採することとなったものであります。

このことを踏まえ、議員から御指摘のありました、なるべく伐採しないように北側道路から液体酸素を供給するタンク車のための進入路を造れなかったのか、また、カルバートを設置する検討はできなかったのかとの御指摘であります。まず、代替道路として新設した北側道路（市道市立病院北通り線）につきましては、市立病院西側の市道と東側の堤防道路に高低差が生じるため、道路縦断勾配を緩やかに抑えられ、道路延長も最短ルートにできる現在の道路位置になったものであります。あわせて、道路北側の相生町の集落道路についても、道路接続部を堤防道路から北側道路へ付け替えの兼ね合いから、旧北病棟のぎりぎりまで北側道路を寄せる道路線形になったものであります。

このように、様々な条件をクリアした北側道路が必要になったことから、旧北病棟との間には進入路としての幅員を確保することができない状況となったところであります。

また、北側道路から進入路（スロープ）の設置につきましては、スロープの距離が短くなり高低差もあることから、道路が急勾配（約11％）となるため、特に冬期間においてタンク車がスリップする危険性があると判断したところであります。

さらに、北側道路（代替道路）下へのカルバート設置につきましては、液体酸素を運搬するタンク車が通行できるだけの内空高を確保する必要がありますが、北側道路自体の高低差が2.9メートルに対して、タンク車の車高は3メートル以上となることから、高低差よりもカルバート内空高のほうが大きくなってしまふことから、構造物の設置については現実的ではないと考えたところであります。

このようなことから、総合的に勘案しますと、北側道路からの進入路の整備はできないという判断に至ったものでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、（3）堤防の拡幅は東面（河川側）にできないかとの御質問であります。このたびの堤防道路の計画に先立ちまして、事前に河川管理者である山形県と協議を行ってまいりました。県の回答といたしましては、河川区域は堤防敷を含むものであり、洪水などの災害を防止する観点から、堤防道路を河川側に盛土することは、現在の河川断面を阻害するため認められないと指導を受けたところであります。このようなことから、堤防道路の拡幅につきましては、現在の西面（病院側）へとなったものであります。

議員も御承知のとおり、支障となる桜の木につきましては、道路拡幅工事の着工に伴いまして、6月11日をもって伐採が完了しているところであります。市立病院の診療を継続しながら新病院の建設を進めるという状況の中で、命を守るために液体酸素の供給は必要不可欠であり、新病院建設工事期間中だけのための進入路となることに御理解をいただければと思います。

市といたしましては、道路整備後の対応といた

しまして、過日、議会へもお示しさせていただきましたが、新病院の開院後には伐採した堤防の面に新たな桜の木の植栽を予定しているところであります。これまでのような桜並木となるまでには時間を要することとなりますが、市立病院とも連携しながら桜並木の景観を戻せるように努めてまいりたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、3、二地域居住する人が増えているが、本市はどう対応しているのかについてお答えいたします。

二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のことであり、都市では味わうことのできない地方での豊かな自然・生活環境のほか、地域コミュニティへの参加などにより、言わば人生を2倍楽しむ豊かな暮らし方として提唱され、普及促進が図られてまいりました。加えて、新型コロナウイルス感染症を契機として、テレワークなどを前提として地方に就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住が可能となり、移住に結びつく取組としても注目しているところでございます。

二地域居住に関する全国的な取組として、今年3月に国土交通省が中心となり、全国二地域居住等促進協議会が設立され、本市も5月に加盟しております。この協議会には、正会員として多くの地方公共団体が加盟するとともに、移住支援団体や住宅・不動産関係団体などが協力会員として加盟しております。発足したばかりで、まだ具体的な活動は始まっておりませんが、今後、様々な情報提供を受けながら、本市における二地域居住の推進や移住の推進を図っていききたいと考えております。

議員お述べの空き家対策と組み合わせた移住施

策についてであります。本市では移住希望者に対する総合的な窓口を地域振興課に設置して、住居、就業、子育てなどに関する相談を受け付け、必要に応じて市内の各部署や関係機関などを紹介しながら、移住の推進を図っております。

住居については、移住者にとって非常に関心の高い項目であり、住居の相談に関しては、宅地建物取引業協会や全日本不動産協会に加盟する市内事業者の紹介のほか、本市が実施する空き家バンクへの取次ぎなどを行い、移住者の希望に合う物件探しを支援しているところでございます。

移住者の方が空き家を改修してお住まいになれる場合は、建築住宅課が行っている空き家・空き地利活用支援事業補助金を活用することができ、補助率3分の2で最大120万円の補助が受けられます。移住者の方には、基本補助額の増額と対象となる空き家の建築年数の要件緩和の特典がございます。

また、住宅リフォーム工事費の20%で上限30万円の補助が受けられる米沢市暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金などを併用できる場合もございますので、そうした制度を移住希望者の方にお知らせするとともに、相談に対応しているところでございます。

市が空き家を買取り、改修して移住者の方に売却や賃貸する施策につきましては、1件当たりの公費負担が非常に大きくなることも予想されますので、費用対効果を含めて慎重に考える必要があると思っております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） まずは、御答弁ありがとうございます。

まず、コロナのほうからお聞きいたしますが、この間、広報よねざわにワクチン接種の件で載っていたわけですが、今まで65歳以上の高齢者の接種はずっと行っているわけですが、今度、16歳から64歳までの方に接種券を送

付しますと。ただし、基礎疾患のある方ということで御案内が来ていたのですけれども、この対象者というのは基本的には全員ということでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 このたび、6月18日まで接種券を発行させていただく方につきましては、米沢市に住所をお持ちの方の16歳から64歳までの方全員となっております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） あと、職域というんですかね、そちらでもいいですよみたいなことも書いてあるわけですが、そちらの枠もあるということですかね。ただ職域というのは、その事業所とかが計画をするということです。国の指針というか——あれだと1,000人以上でしたかね、という指針があったと思うんですけれども、米沢のような中小企業の多いところでは、なかなかその1,000人以上というのが当てはまらないところが多いと思うんですけれども、そういった場合はどうしたらいいのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、様々な業種の方から御相談等を受けているところです。まずは、産業医をお持ちの業者の方、あと産業医を持たない業者の方ということで、私たちのほうでは一度整理をさせていただき、産業医をお持ちの業者の方につきましては、産業医の方からのアプローチをしていただくような方向で現在検討しているところです。

また、産業医のいらっしゃらない業者の方については、できるだけ多くの業種で接種していただきたいということを検討させていただいておりますので、その声も含めまして、現在早急に優先順位なども決めながら、先ほど申し上げたように推進本部で決定していきたいと考えているところです。決まり次第、広く皆様には周知を図ってまいります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） さっきも言いましたが、けれども、やっぱり1,000人以上ということになるとなかなか米沢市内では限られるところだと思うのですけれども、東京なんかで職域というか、企業でやるという場合には、その一つの企業だけではなくて、グループ会社とか協力会社とかそういうところも含めてかなり広い範囲で声がけをして、例えば航空会社であるとか、山形でも銀行がやるかという話もありますし、そういった自分の会社がそんなに大きい規模ではないのでできないかもしれないというところでも、多分そういったグループ関係があるところに相談をして、そういうところが一緒に集まればできると考えてよろしいのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かにそのような方法を採用されて実施するという事は可能になっておりますけれども、その集まった業者の方で、まずは医師の確保をしなければならない。また、接種する方を探さなくてはならないなど、様々な課題があると思っております。そのことも受けまして、また医師につきましては、そういう事業を実施される場合ですと、ある意味集団接種と取り合いになってしまうということも考えられます。

以上のことから、本市としてはできる限りこの集団接種の枠の中でという対応、それにつきましてもどのような業種の方が優先的に受けられるかということも含めまして検討していきたいということで考えているところです。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） この件に関しては、詳しいことはまた民生のほうに後で報告があるというお話だったと思うのですけれども、その後もいいかとは思っているのですけれども、詳しい部分については。ただその人数的な枠というのは、緩和することが可能なかどうかというところですよ。つまり、1,000人というのはちょっと無理

だけれども、例えば半分ぐらいの人数でグループ会社の皆さんを含めればそのぐらいの人数がいるのだとか、あるいは家族も含めればそのぐらいの人数になるのだとか、何かそういうことで人数的な緩和ができるのか、それだったら米沢市でもオーケーですよとか。もちろん、場所の設定であるとか、医師の確保であるとかというのはその企業さんなりでやらなければならないところがあるとは思いますが、それができるのであればそういうことも、その人数的な融通というか、そういうところはあるのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども申し上げたとおりでありますけれども、できないことはないかとは思っております。ただ、医師の確保とか、看護師、接種者の確保など、なかなか課題が多い、難しいというお声もいただいております。そのことから、本市としてはできるだけ集団接種の枠の中で対応できないかというところを検討して、今後進めていきたいというところです。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 先ほど壇上のところでも、例えば高齢者の施設の関係者の方はみんな接種ができるのだけれども、家族の方はまだそこになっていないので、今回対象には当てはまるかもしれませんがけれども、基本的には基礎疾患のある方を優先してという話になると、まだまだ自分の番が来ないなという方もいらっしゃると思うのですよね。でも、そういう家族の方であるとか、そういう方にも接種できるようなそういう緩和措置というか、そういうものがあれば接種もかなり進んでくるのではないかなと思うのですけれども、そういう細かいことまではまだ決めていないのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まだそのような詳細なところまでは決めていない状況ではありますけれども、ただいまいただきました御意見なども参

考に今後検討させていただきたいと思います。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 65歳未満の方のほうがむしろ私は感染ということであると感染の媒介をしやすいという、そういう危険性が高いのはむしろやっぱり若い人のほうだと思っているので、ワクチン接種を進めてその感染のリスクを減らしていくという意味では、普通働いていらっしゃる方だと20歳から60歳ぐらいまでの若い方にこそ優先的に接種をしてもらいたいとは私は思っているのですけれども、だとすると、基礎疾患とかそういう枠も逆に取っ払ってしまって、みんなが、いや私は受けたくないという人はまた別なのでしょうけれども、できるだけたくさんの方に受けていただくという方向で考えていただいたほうがいいと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今回、まずは基礎疾患のある方ということで、感染した場合にリスクが高くなる方についての接種ということで国から示された方向性で進めさせていただきたいと思っています。ただ確かに接種については、現在グラントホクヨウなども使わせていただいて大型の接種も行っているわけですが、その空き枠というのも実際は埋まらないような状況ということも考えられます。そのような場合においても優先的に接種できるようなことも含め、今後早急に検討していき、結論を出させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 東京とか大阪でやっている大規模接種なんかは、かなり枠の空きがあるということなもので、しかも対象が全国ですから、米沢辺りから山形県辺りから新幹線のお金をかけて東京まで行く人がどのぐらいいるかというのは分かりませんが、中には早めに接種をして安心したいという方もいらっしゃる

と思うので、中にはそういう方もいらっしゃるかもしれません。そういう方はお金はかかりますけれども東京では受けられるという形になると思いますし、だったら米沢でもあまり区別しないというのか、なるべく早く受けてもらったほうがいいわけですから、そういった方向で考えていただいたほうがいいのではないかなと思いますが、これは答弁要りませんが、検討してください。

続きまして、桜の木の大伐採のところですが、先ほど産業部長は、観光という意味でも、米沢の景観づくりという意味でも非常に重要なものだとも認識しているというお話だったのですが、ただ大伐採したところは植え替えればまた元の景観に戻るよというお答えだったのではないかと思いますけれども、実際、先ほどの資料を見ていただくと分かると思うのですけれども、この根元の周りなんていうのは、私が一抱えでは到底抱えきれないような、この脇に人が立てば分かると思うのですけれども、もう直径も1メートル以上ありますし、幹回りも多分3メートル以上はあると思うのですよね。

今度、植え替える桜の木は直径20センチメートルか30センチメートルというお話だったと思うんですけれども、これがやっぱりここまで育つにはこれからまた何十年という月日がたつわけですよ。そうすると、若い木を植えるでしょうけれども、それがこういった林を形づくるまでにはやはり相当程度の年月がかかるということを考えれば、まず切らないで済む方法はないだろうか考えるべきだったと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほども壇上で答弁させていただきましたが、病院の建設を現在の市立病院の診療を継続しながらやっていくというところで、それには液体酸素の供給がもう必須というところから、特に進入路の部分の桜の大伐採になったというところでありますので、御理解いただければ

と思います。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 伐採しなければならないということの意味は分かります。そういうことだということで今回伐採したんだということは分かります。ですけれども、米沢市は、例えばSDGsであるとか、カーボンフリーであるとか、そういうことを標榜している市であるわけですから、やっぱりそれに準じたような行政の在り方というのも必要だと思うのですよね。

市立病院の建設はもちろん大事なことですから、それはやらなければならないとは思っていますけれども、市立病院を建設しなければならないからほかのものは後回しでいいとか、犠牲になってもいいというものでもありませんよね。と思うのですけれども、それは市の考え方次第だと思うのですけれども、SDGsについては今回通告していませんから深くは申し上げませんが、ただこんな巨木を切り倒して新しく植える木と二酸化炭素吸収量は同じですよとは普通考えられないですよ。例えば同等程度のものを植えるのであればもっと何十本も植えるとか、そういうのだったらまだ話は分かりますけれども、ただ、植えたからといってこの景観がすぐ戻るものではないということは事実ですよ。

さっきの写真の左側というか、左奥のほうにまだ木の影というか、並木が残っているように見えますけれども、この辺も病院と駐車場の中央の部分の道路ができると、あの辺も伐採されるわけですよ。あの左側の林になっているところ、見えるところなんですけれども、あの辺も結構伐採されますよね。今回、まだ伐採していませんけれども、この辺がもう何百メートルでしょう、300メートルか400メートルぐらいにわたって桜並木がなくなるような状況になるわけですよ。やっぱりこれは景観上も米沢市の財産としては非常に痛ましいことをしたと言わざるを得ないと思います。

しかも、その木を切らずに済む方法はないかというところにまず考えが初めからなかったというところが一番の問題点だと思うのです。先ほど、私、北側の道路から入れるような方策がないだろうかという話をしました。カルバートを入れるとかという方法もないかという話も聞き取りのときにしましたけれども、高さの関係があるので、カルバートを入れるのはちょっと無理かなと私も思いますけれども、ただこの北側の道路がすごくS字になっているわけですよ。見ていただけると分かると思うのですけれども、すごくS字にびゅうっと曲がっているんですね。

それは、すぐ脇のほうから入る進入路が急勾配にならないために、距離を取るために左前、この写真でいうと右側が北側で左側が南側になるわけですが、左側のほうに寄っている。左側に寄っているというのは病院の北病棟のほうに寄っているわけですが、実は右側のほうにもかなりのスペースがあって、普通に考えると、設計上も施工上もわざわざこんなS字にするよりは、なるべく真つすぐにしたほうが設計もしやすいし、施工もしやすいと思うのですよ。直線ではないにしても、かなり直線に近い道路にしたほうが金額的にも多分安くできると思うのですよね。それをわざわざこのS字にしているという、つまり、脇から入ってくる道が急勾配になるから、そこから離すために本体のほうを振っているというのは、普通は考えられないのですよね。

つまり、例えば高規格道路ができるとか、国道が新しくなるとか、バイパスができるとかということで、今までの生活道路と段差がつくということはよくあることなわけですよ。その場合には、例えば側道をちょっと造って勾配を緩やかにして本道に入るような形にするというのが普通だと思うのですけれども、この場合は側道を造らないで、わざわざ本体のほうを振って遠くしているわけですよ。意味分かりますか。意味分かりますよね。何でこういう無駄な設計をしたのかなと

というのが疑問なわけですが、理由が分かれば教えてください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 北側の道路の線形につきましては、基本的な道路計画につきましては、道路接続部を直角にするというところを所管警察から指導を受けているところであります。そのような中で、市立病院の西側道路との接続部につきましては、沿線住宅がありましたのでそれをかけないこと、さらには東側の堤防道路との接続につきましては、先ほど議員からもあったとおり、相生町の集落道路の兼ね合いで、やはり旧北病棟のぎりぎりまで寄せた形にしないとなかなか接続ができないというところから今回のようなS字カーブの線形になったというところであります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番(堤 郁雄議員) 写真ののり面のところを見ていただくと分かるのですが、脇のほうはかなりスペースあるわけですね。だから、そここのところに側道をつけて、こっちから入ってくる道をぐっと寄せるともっと勾配の少ない状態で接することができるわけですよ。だから、何もこんなにぐっと振らなくても、もっと真っすぐな状態で、つまり今の道路の堤防との接ぎのところをもっと北側に振ることが可能なわけですよ。そうすると、お分かりのように、道路でいったらば車線の1本分か2本分ぐらいは南側に空間が空くのですよ。そのぐらいの空間があれば、この道路の南側に側道を造って、北側の道路から北病棟の脇を通して液体酸素を供給するような道を、これは仮設ですけども、仮設の道路を造ることは可能なわけですね。

もちろん、病院建設が実際に始まって、北病棟も取壊しになればその道路も必要ではなくなるでしょうけれども、少なくとも工事期間中はそれで十分間に合うわけですよ。わざわざこんな木を何十本も切り倒して、しかも堤防にまた側道の進入路を造って、それをまた壊して新しく堤防を造

ってそこにまた木を植えてという、これは二重三重の手間ですよ。これをほかの人が見たら、やっぱり税金の無駄使いではないかと言われるのもしょうがないのではないのでしょうか。これはいかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 御指摘の部分については、先ほどから申し上げているとおり、様々な検討の結果でこのような線形になったというところで御理解をいただければと思います。

さらには、北側道路のみならず、堤防道路の拡幅という点もあります。堤防道路の拡幅につきましては、拡幅した部分が桜の木の全てまでかかるということではないのですが、一部のり面がかかったり、そういったことでやはり桜の木の今後の維持管理と、あと生育に影響を与えると、そういったところをいろいろ勘案しまして今回のような伐採となったところであります。御理解をいただければと思います。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番(堤 郁雄議員) 今の市立病院の南側の丁字路、今度廃止になる道路があるわけですが、あそこから万里橋までの堤防の部分というのは大型車が通れるわけですね。今度、その拡幅をしなければならないと言っている部分についても、一部は確かに道路幅が狭いところもあるかもしれませんが、それでも40センチメートル程度の幅を広げれば間に合うわけですよ。

枝が引っかかりますよ。それは分かります。だから、枝を切らなければならない部分はあるかもしれませんが、でも、幹本体を全部切らなければならないほどのことではない。仮に、枝を切ったことによって弱って枯れてしまう木があったら、そのときはしょうがないですから伐採をして植え替えるということも、そこまで私はやるなどとは言いませんよ。やっぱり安全上のことを考えれば、老朽化して倒れそうになっている木まで残せとは言いませんが、その程度で済むのであれば残す

ことは可能ではなかったかなと私は思っております。

この桜の木を伐採しなければならないというのは、その真ん中の道路を廃止して、この新しい北側の道路を造らなければならないということからきたと思うのですけれども、それを計画したのはかなり前ですよね。いや、その頃は部長はまだ部長になっていらっしやらなかったと、前の部長のときだったと思いますけれども、その計画ができたときには既にもう伐採しなければならないということが分かっていたわけですよね。そのことについて、産業建設常任委員会でも民生常任委員会でも、一言も報告を受けていないと思うのですよ。何で報告しなかったのか、いつそのことを認識したのか、そこをお聞きしたいのです。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 桜の木の伐採を決定した時期というところではありますが、堤防道路の進入路の位置が決定したのは昨年の7月下旬頃というところで、その段階で桜の木が進入口に大きく支障になるということが判明いたしました。本市といたしましても、樹木を後世に残していくという部分もございますので、本市の樹木等保存検討委員会に諮ったところ、令和2年10月13日に伐採の承諾が得られ、その方針が決定したというところがあります。

本来であれば、この方針の決定後に、様々議会の皆様であったり、市民の皆さんに周知をし、御理解をいただく機会があればなおよかったのかなと。そういった意味で反省しているところがございます。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 昨年の7月、また10月においても、我々議会には一言の報告もなかったと。もし、その時点で我々にそういった報告がなされていれば、まだ北側の道路もできていないわけですから、その設計に当たっては、木を切らない方向でこうしたらどうだとか、様々な意見も出

てきたと思うのですよね。何でこの7月、10月のときに報告しなかったのですか。報告して余計なお金や時間がかかるのは面倒くさいと思ったから報告しなかったのですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 報告をなぜしなかったかというところにつきましては、先ほどからの繰り返しになりますが、やはり病院の全体計画と併せて道路の計画もこうあるのだというところもやはりしっかり報告をし、議会の皆様、さらには市民の皆様理解を得ながら進めるべきだったという感想を持っているところであります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 病院の計画については、その都度、民生なり、市政協なりでの報告を受けていたと思いますけれども、その中においても、一度も桜の木の伐採ということは言っていなかったと思います。当然、北側の道路の計画のときにも言っていないですし、昨年度末、3月議会あたりでようやくそういった話が出てきて、しかも、私が聞き取りをした段階ではまだ切られていなかったわけですが、ちょっと待ってくださいよと私は言ったわけですよね。そのときに、担当者が来て言う言葉は、「待てません。計画が遅れます。工事ができなくなります」と言ったのですよ。

「工事が遅れるから待てません」、これはどこかで聞いたなと思ったら、市立図書館建設のときにも何かそういうことを聞いたような気がするのですよね。あのときにももうちょっと市民の話を聞いたらどうだとかいろんな話が出て、計画をもうちょっと考え直したらどうだという話もありました。ですけれども、当局は、遅くなると国からの補助金が得られなくなるからできませんと。市民との対話等は若干やったとは思いますが、結果的には、図書館は工事が遅れましたけれども、国からの補助金も下りて無事に完成いたしました。私は図書館ができたこと自体はいい

とは思いますが、ただその工程というかやり方といいますか、後ろを決めて我々には報告しないで、もう後ろは決まっているので計画変更はできませんとか、そういうやり方を米沢市はやりがちではありませんか。そういうところをもう少し反省すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほどからお答えさせていただいていますが、やはり今回の計画、全体論も含めて道路、病院建設も含めて全体をしっかりスケジュール管理しながら、その場面場面においてしっかり議会の皆様、さらには市民の皆さんに情報提供しながら、理解を得ながら進めるということが必要だったのではないかなと思っております。今後ともそういった視点において、様々な建設工事などを進めていきたいと思っております。御理解をいただければと思います。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） 議員の中にも、市民の中にも、なかなか納得いかないという人は結構おられるのではないかと思います。ただ、本市としては計画があったらば粛々と進めていくということですね。例えば堀立川の脇に桜の木が植樹されていると。その護岸工事をしなければならぬので全部伐採しなければならぬよということになったら、粛々と伐採しますか。お答えください。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 なかなか仮定の話についてはお答えできないわけですが、やはり様々な手法を考えなければいけないと考えているところでもあります。例えば利活用の方法であれば、伐採が絶対必要となった場合については、その伐採する桜から枝を切りながら、そういうDNAを残しながら、その遺伝子を将来にまた残していくとか、そういった様々なソフト面も含めて考えながら、事業の執行に努めてまいるべきではないか

なと思ったところであります。

○相田克平議長 堤郁雄議員。

○11番（堤 郁雄議員） もう最後の質問にしますが、今仮定の話という話をしましたけれども、米沢市に寄贈されている桜の木もたくさんあるわけですね。米沢市で世話をするために使ってくださいと現金を寄贈してくださる方もいらっしゃるわけですよ。そういった方たちが植えた木を市民の意見を何も聞かずに、事業のためからと粛々と切っていくと。そういう姿勢でいいのかなと。もし、そういうことを、それを寄贈なさった方たちが聞いたら何と思うか。私だったらもう米沢市には桜は寄贈しない、もしくはお金も返してと言うかもしれませんが、私はせこい人間なものですから。これから、きちんと報告していただいて、よりよい市民のための施設を造っていただきたい。

以上で終わります。

○相田克平議長 以上で11番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、害虫発生時の対応について外2点、19番島貫宏幸議員。

〔19番島貫宏幸議員登壇〕（拍手）

○19番（島貫宏幸議員） 皆様、こんにちは。至誠会の島貫宏幸です。

新しい議場で、初めて私も質問させていただくわけですが、皆さんの周りに大変木があふれている、本当にぬくもりを感じる議場だなということをこの場に立って改めて感じてい

るところであります。木といいますと、今第3次ウッドショックというニュースを御覧になった方がおられるかどうかなのですけれども、世界的に木材の需要が高まって輸入材が物すごく高騰しているということでもあります。

たまたまではあるかもしれませんが、市庁舎の整備については、その木材が値上がりする前に整備が終わっていたということもありまして、そうした影響は本当になかったと言えると思うのですけれども、今後当面、木の値段が高いことから、公共施設はじめ民間の住宅需要にも大きな影響があると言われておるようです。その点、私たちも注視しながら見守っていかなければならないと思っているところであります。

今、木の話をしていただきましたけれども、今度は虫の話をしていただきます。1点目の質問は、本市の害虫発生時における対応について伺いいたします。

10年周期で大量発生すると言われているマイマイガの幼虫が米沢市北西地域の山間部で大量に発生しております。私も5月の下旬ではありましたが、偶々発見したものですから、もしやと思いインターネットで幼虫の画像を検索したところ、同一の幼虫であることを確認が取れたところであります。

平成26年以来、7年目での大発生であり、想定より3年も早く発生したことになります。本市以外でも、川西町や高畠町でも確認されているとの情報もありますが、現時点でどのような状況であるか、どう把握をされているのかお聞きしたいと思います。

次に、今回の発生状況を考慮すると、市民生活への影響も心配されるところであります。このまま幼虫が成虫になった場合、6月下旬から8月下旬にかけて大量のマイマイガが市街地の明かりを求めて移動することが想定されます。山形県で公表している情報によれば、成虫の寿命は6日から10日間で、一晩の移動距離が平均で約200メー

トルとされております。単純計算で約1.2キロメートルから2キロメートルの範囲で移動し、もし産卵するようなことになれば、翌年には市街地でも幼虫が発生する可能性があるのではないのでしょうか。以上の点を踏まえ、影響と対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、大項目の2点目、学童施設の在り方について伺いします。

本市の学童施設は民設民営型の施設が主であり、県内他市町と比較すると公設化が進んでいないことから、これまで複数の議員が一般質問等で具体例を挙げながら公設を求め質問に立たれております。

今年の3月5日の総務文教常任委員会協議会並びに3月11日の市政協議会に、米沢市学校施設長寿命化計画の考えが示されました。米沢市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画に位置づけ、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画と整合を図りながら策定するとしております。それに伴い、学童施設の在り方も含めて再度検討していく必要があるのではないのでしょうか。

今後のスケジュールを確認すると、既に統合している関根小学校と関小学校をはじめ、令和5年から令和8年までの間に三沢東部小学校と三沢西部小学校でそれぞれ統合が計画されており、令和9年には広幡、六郷、塩井の小学校が統合する予定となっております。そこで、改めてお尋ねいたします。小学校の統合を機に、統合先の学校施設の一部を利用し、学童施設を設置しようとした場合の課題についてお聞きいたします。

次に、GIGAスクール端末の学童での利用を想定しているのかについて伺いします。

初めに、GIGAスクールについて少しおさらいをしたいと思います。このGIGAとは通信速度をなす「ギガ」ではなく、「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字であり、和訳すると、全ての人にグローバルで革新的な入

り口をとという意味になります。

G I G Aスクール構想は、子供たちへの1人1台のパソコンやタブレット等の端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子供も含め、多彩な子供たちの資質や能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するための計画のことで、文科省が2019年12月に発表されました。

当初の1人1台の端末は2023年度までの整備が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で大きく変わり、昨年4月に閣議決定された補正予算では、1人1台の端末を整備するための予算の全てが昨年度分に前倒しされました。

また、新型コロナウイルス感染症のみならず、大規模な自然災害が起こった際などの臨時休業時に家庭でも授業が続けられるようにするための通信環境整備や、急速に進められる学校でのICT導入を技術的に支援するための専門知識を持ったG I G Aスクールサポーターを配置するための費用も盛り込まれるなど、現在に至っております。

そこでお尋ねしますが、毎日の宿題や夏休みあるいは冬休み等の長期休業に出される宿題の対応で、端末を持ち帰るケースが考えられます。学童施設での使用も想定されますが、ネット環境やコンセントの整備、児童から指導員に対して使用方法を求められた場合などの対応について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、学童施設では、月次報告書をはじめ、年度末には多くの提出書類の作成で対応に追われ、小規模施設では専任の事務員を置く余裕がないことから、本来の保育に関わる時間が削られている施設もあるようです。こうした負担を軽減するためにも、簡単に入力できるソフトやRPA等に対応できるよう、本市で統一のモデルを構築し、各施設に配付できるよう検討できないでしょうか。本市の考えをお伺いいたします。

次に、大項目の3点目、令和3年産米の価格についてお伺いいたします。

以前より少子高齢化や主食の多様化などで米の消費が減少傾向であることに加え、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響で外食などの需要が減少したことにより、供給過剰による米価の下落への懸念が高まっております。

今年4月7日付の農業協同組合新聞の記事によれば、全国農業協同組合中央会が今年の3月末に明らかにした今後の米の需給見通しの試算によると、米の需要が年間で約10万トン減少する傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による大都市での緊急事態宣言の影響でさらに10万トンくらいの需要減と見ているようです。

その結果、今年6月末の民間在庫量は212万トンから228万トンで、このまま需要が回復しなかった場合や各県で設定している減反目標を下回った場合、令和4年6月末の民間在庫量が220万トンから253万トンになり、国の需給見通しの195万トンから200万トンを大きく超え、過去にないような水準の在庫の積み上がりがあるとしております。

価格の下落も始まっており、令和2年産米は60キログラム当たりの平均価格が1万4,944円で、昨年産米より772円下落しているようです。全国農業協同組合中央会では、在庫量が200万トンを超えて米価が下落した平成25年産米と同様に価格が推移した場合、8月には60キログラム当たり1万2,500円程度になると見込んでおるようです。

そこでお尋ねいたします。山形県では、つや姫、雪若丸など代表的な高付加価値の人気の高いブランド米を軸に生産されておりますが、以上のような状況を踏まえ、令和3年産米の価格見通しをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

また、仮に下落幅が大きかった場合に備える必要があると考えます。このままでは県のみならず、米沢市の基幹作物であるブランド米の生産基盤を揺るがしかねません。大胆な需要喚起策や県や

国への支援を求めていくことも検討していくべきと思いますが、本市の考えをお聞きし、壇上からの質問といたします。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、1の害虫発生時の対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、今年度の本市におけるマイマイガの幼虫の発生状況の把握については、5月末に八幡原工業団地内の事業所から同敷地内樹木のマイマイガ幼虫駆除に関する相談が1件ありましたが、今のところこのほかのマイマイガなどの害虫の発生に関する相談はなく、高島町と川西町の衛生主管課及び山形県置賜総合支庁森林整備課に問い合わせたところでも、古くなりますが、今月7日時点ではマイマイガに関する被害報告や情報は入っていないということでした。

しかし、議員御指摘の地域をはじめとする市内各所での目撃情報に加え、米沢駅周辺に居住する本市職員の自宅でも庭木に発生が確認されておりますので、市内の広範囲で生息しているものと考えられます。今後、平成26年に大発生したときのような状態になる可能性も考えられますので、まずは発生箇所の樹木の管理者の責任で、可能な限り駆除などの対応をお願いするとともに、状況の推移を注視してまいります。

なお、マイマイガは森林病虫害等防除法において、森林病虫害に指定されており、発生し蔓延のおそれがあるときは、遅滞なく県や市町村への通報が義務づけられております。林地において被害が発生した場合は、県森林研究研修センターへ通報・報告し、調査が行われることとなっており、平成26年から平成27年にかけて本市を中心に大量発生した際は、関地区の林地で約660ヘクタールの森林被害が確認されております。

なお、山林での被害対策について、山形県置賜総合支庁森林整備課に照会したところでは、マイマイガにより山全体の葉が食害を受けることも

多いため、ナラ枯れと同様に枯れてしまうのではないかと危惧する声も聞くものの、ナラ枯れや松くい虫のような防除対策は必要ないとのことでありました。

その理由としては、1つ目に、葉が全部食べられても種から芽生えたばかりの稚樹を除き、落葉広葉樹の場合は枯れることはまれであること。2つ目に、大量発生しても、マイマイガの間で核多角体病ウイルスと呼ばれるウイルスの感染が広がり、マイマイガの大量発生は終息すること。3つ目に、山全体の被害であり、防除が現実的に不可能であることと伺っており、大発生があったとしても、翌年以降自然に終息するのを待つ以外、有効な対策はないようでございます。

次に、市民生活に与える影響と対策をどのように考えているのかについてであります。平成26年度大発生時には、ガとなった成虫が夜間に市街地の街灯などの照明に飛来し、建物の外壁や照明の周辺に卵の塊、卵塊を大量に産みつけ景観を害するとともに、観光面での風評被害のおそれなど、大きな影響があったものと認識しております。また、卵からふ化した直後の幼虫には毒毛があり、触れるとかぶれることがあるので、素肌に触れないよう注意が必要です。

マイマイガはおおむね10年周期で大発生し、終息までには3年程度かかると言われているようです。本市では、平成26年の大発生の後、翌年、卵からふ化した幼虫のほとんどが成虫になることなく死滅し、終息いたしました。こうしたことから、本市としましては、マイマイガの生態や大発生の経過、注意点、発生した場合の駆除や処理は、土地建物の所有者や管理者の責任において実施していただくことなど、広報や市ホームページ、SNSなど多様な手法での情報発信に努めてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、2の学童施設の在り方についての（１）学校施設を利用する場合の課題は何かと（２）GIGAスクールで使用する端末は学童施設での利用を想定しているのかとの御質問にお答えいたします。

初めに、学校施設の一部を学童施設として利用する場合の課題についてであります。学校施設内に学童施設を設置する場合は、まず、学童施設として必要となる区画（スペース）に対応した、いわゆる余裕教室等の有無について検討する必要があります。次に、必要な区画（スペース）を確保できる場合、学校施設の管理上、当該区画について学校施設と学童施設を明確に区分した上で、学童施設として必要な設備等を備えて利用できるかを検討することになります。学童施設として利用する場合、校舎内を通らずに外から直接出入りできる玄関やトイレ、水回りといった生活に欠かせないスペース等の設置が必要になると考えられることから、既存の施設設備の利用の可否も含めて検討する必要があります。

このように、学校施設に学童施設を設置する場合には、学校施設の管理上、検討しなければならない項目や関係法令への適合等の課題がありますが、その可能性につきましては、各学校によって施設の配置や利用状況が全く異なることから、想定される学童施設の規模等と照らし合わせた上で判断することになるものと考えております。

続きまして、（２）GIGAスクールで使用する端末が学童施設での利用を想定しているのかについてお答えいたします。

GIGAスクールで使用する端末の持ち帰りですが、児童生徒の操作スキルや情報モラルといった情報リテラシーを十分に身につけた上で、2学期からの持ち帰りを目指しています。端末持ち帰りの当初は、週1回以上の持ち帰りを想定し、ログインを行ったり、授業の内容を復習したりしながら、学校教育におけるICT活用の実態を家庭に周知することから始め、家庭での利用に限定す

ることを考えています。

また、家庭へ持ち帰っての利用は、臨時休業を余儀なくされた際に、端末を利用した学習を行うためにも必要な準備と考えています。今後、端末を活用した学習の機会は増えていきますが、家庭学習に端末が活用されるようになって、紙ベースの学習方法も選択できたり、端末と紙ベースを併用できたりするなど、児童生徒の情報リテラシーや学習内容に応じて、より学びが深まる方法を検討していくことが重要と考えています。

次に、将来的に学童施設で端末利用が行われる場合の学童施設のネット環境やコンセント、指導員の対応についてお答えいたします。

学童施設に限らず、児童生徒が学習する全ての場所にネット環境が整備されていることは望ましいことです。しかし、先ほど申し上げましたように、持ち帰った端末はまず家庭で利用することから始める予定です。今後、持ち帰りが進んでいくためには、学校から家庭や学童施設に対して授業における活用実態や持ち帰りによる家庭学習の在り方等をお伝えし、活用の認識を共通にすることが大切だと考えています。また、学童施設におけるネット環境等の整備については、今後担当課と連携を図りながら検討してまいります。

今後のGIGAスクール構想では、児童生徒の力を一層伸ばしていくために、まずは学校での利用を推進して、児童生徒が端末の扱いに十分慣れることを目指していきます。また、学校における利用の中で、適切に情報を判断する力を身につけて、情報化社会に適応できる力をつけていくことが大切だと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2の（３）市に提出する報告書等の作成等に係る負担を軽減できないかについてお答えいたします。

現在、放課後児童クラブが毎月市に提出する報

告書類は、登録児童の名簿及び出席状況や、職員の名簿及び出勤シートなどとなっております。また、放課後児童健全育成事業に係る事業計画書や実績報告書、国や県からの調査依頼に基づく所要額調査物などの報告書類が随時ある状況です。

いずれも放課後児童健全育成事業の補助要件に合致しているか確認するための必要な書類となっております。担当課ではできるだけ事務の軽減が図れるよう、書類の提出についてはできる限りメールでの提出としているところです。

しかしながら、放課後児童クラブの規模によっては、指導員の方が事務処理を行っているところもあり、保育時間に重ならないよう苦勞している状況もお聞きしているところです。このことから、児童の出席状況や職員の出勤状況の管理について、できるだけ事務の省力化が図れるよう、補助金を活用したＩＣＴ化を推進しているところです。

議員御提案のＲＰＡ等の技術を使うことにより作業を簡略化できる可能性はあるかと思えます。しかし、市への報告書を提出するにも、それぞれの放課後児童クラブで行っている手順やシステム等を統一化する必要が出てくることも想定されます。システムも含め業務手順の統一化を図るには、費用やコストの課題が多くあるかと感じているところです。

業務の効率化を図り、業務に従事する職員の方の負担軽減を行うため、今後どのような方法がよいか、放課後児童クラブの設置者との意見交換を行いながら研究してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、３、令和３年産米の価格についてお答えいたします。

初めに、（１）令和３年産米の価格の見通しをどのように捉えているのかについてですが、昨年１２月末、農林水産大臣から「令和３年産米の需要

に応じた生産・販売に向けて」と題する異例の談話が発表されました。

その内容は、令和２年産の需給について、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面していること。また、需給と価格の安定を図るために、全国で過去最大規模の６．７万ヘクタールもの主食用米の作付転換が必要であること。そして、これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねないことといったものであります。このことから、令和３年産米の価格については大変心配しているところであります。

こうした中、山形県産米の価格につきましては、令和２年産米の相対取引の価格の速報によりますと、今年２月の玄米６０キログラム当たりの価格が、つや姫は１万８、６２０円、はえぬきは１万３、９６３円となっております。同時期の令和元年産米の価格と比較しますと、つや姫はマイナス１２９円、約１％の下落です。はえぬきはマイナス１、３７５円、約９％の下落となっています。

つや姫は、ブランド米として高い評価を得ており、主に家庭用としての需要が高く堅調な価格で推移しておりますが、業務用としての需要が多いはえぬきについては、コロナ禍による自粛の影響で中食、外食の需要が減少したことから大幅な下落となっております。

国が毎月公表している米に関するマンスリーレポートによりますと、令和３年産米等の作付について、令和２年産実績との比較による各都道府県の主食用米の作付意向は、４月末時点では減少傾向の県が３８県、前年並み傾向が９県、増加傾向はゼロ県となっています。

また、４月末時点での各県の作付意向を基に全国の主食用米の作付面積を試算した結果、昨年比で約３．７万ヘクタールの減少見込みとなっており、国で作付転換が必要と試算している６．７万ヘクタールの５割強にとどまっている状況です。

米価を維持するためには、引き続き需要に応じた主食用米の生産への取組が必要であると考えておりますので、本市としても経営所得安定対策等事業の水田活用直接支払交付金や産地交付金といった転作作物に対する国からの交付金を最大限に活用し、需要に応じた主食用米の生産に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、(2)の仮に下落幅が大きかった場合の対策はありますが、本市では平成26年産米の大幅な米価下落に対して、農家の収入減少に伴う資金繰りの問題を回避するため、山形県米価下落対策緊急資金による無利子融資やJAなどの独自融資制度での対応、国やJAなどと連携し、転作の交付金やとも補償の補償金について前倒ししての支払い、国の補助事業である稲作農業の体質強化緊急対策事業を活用し、低コスト生産に対する緊急支援を行った経過がございます。

現時点で、令和3年産米の価格は大変心配されているところでありますが、市独自で価格補填的な支援は困難でありますので、国、県、JAなどと連携して需給調整が円滑に推進できるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番(島貫宏幸議員) 御答弁ありがとうございます。順番に従って質問席から質問をさせていただきます。

まず、マイマイガ発生についてであります。議長にお断りして、資料を添付させていただいておりますので、気持ち悪い方は御覧にならなくても結構ですけれども、一応確認いただければと思います。

当時、写真を撮ったのが5月の末ぐらいでした。このとき撮ったときは大体5センチメートル程度だったのですが、昨日確認したところ、約10センチメートル近くになった大物もいるみ

たいです。色がこの撮ったとき少し赤みがないのですけれども、今赤いぼちぼちが出ている、大きくなったやつはそういうのもいるようです。

たまたまですけれども、見つけたときはもしかしてと思って、先ほど壇上でも話をしたのですけれども、確認したらマイマイガに間違いはないだろうということで、その週にたまたまですけれどもコミセンで会合があったときに、実は広幡地区でマイマイガが出ているようだよという話をしたら、知らなかったと。似たような毛虫がいるけれども、まさかマイマイガだと思わなかったということで、その後、先ほど特別何か対策とか、通報というか連絡があったとかという話はないという話だったのですが、コミセンから社会教育課に連絡をさせていただいたようで、つい6月8日でしたかね、たしか。小学校の敷地とコミセンの周りを消毒していただいたようであります。そのような状況です。

想定より早く出たということで、今のところ農作物への被害とかもあまり聞いていない状況ですけれども、木々にとってはもう本当に大変な状況で、落葉樹は問題ないという先ほどの御答弁でありましたけれども、昨日少しパトロールがてら一番奥の見つけたところに行ったときに、大体今の時期だと葉っぱがもう生い茂って空が見えないのですけれども、マイマイガの幼虫に食われて空が見えるぐらい葉っぱがない木もあるようにした。それは例えば落葉樹ですから木の種類は分かりませんが、大分多くくっついていてという状況であります。

いろいろと周りにお聞きすると、相当うちにもいるよという話で、全然連絡がないというのはちょっと不思議だったのですが、これから対策を取るに当たって、実はどういう生態かというのもなかなか御存じない方が多く、もう数年前の話ですので、そうした対策を取っていかなければならないと思うのですが、先ほどSNSとかも活用してというお話でありましたけれども、

いつのタイミングで市民にお知らせできるのか。その辺についてどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 やはり正しい情報、あとは生態、あとは駆除方法、そういったものについては市民の方に広くお知らせする必要があると考えております。この話をお受けいたしまして、まずは取りあえずホームページの掲載ということで準備を進めておりまして、遅まきながらということではございますが、現在ホームページには生態、簡単な駆除方法等については掲載しているところでございます。その他のメディア、手法について、今後順次発信をしてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 本当にもっと早く、私のほうこそ早く相談して対策を取ってほしいということを申入れしておけばよかったのですけれども、これからでも遅くはないと思うのですよね。駆除についてはいろいろ諸説あるのですけれども、嫌いでなかったら割り箸かトングでつまんで、水を張ったバケツとか、ペットボトルとかを切った水を張ったやつにずっと入れておくという方法だったり、あと市販のホームセンターで売っているエアゾールタイプの防虫剤なんかも有効だということもありますので、その辺の対策も含めて情報発信していただきたいと思うのですけれども。

そこでお伺いしたいのですが、前回発生時の教訓ですよね。壇上での御回答のときも少し触れてはいただいたものの、その卵塊の始末、場所によっては物すごく手の届かないような場所にも卵を産みつけて、大変御苦労なされた方も前回の発生のときにいらっしゃると思います。そうした面について、何か具体的な方法というか、なかなか難しいと思うのですけれども、その点について何かお考えがあるのかどうかについて伺いたいと

思います。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 残念ながら、具体的な対策ということについては持ち合わせておりませんが、前回といたしますか、平成26年の大発生ときには、高圧洗浄機なども活用されて、卵塊の駆除という形で取り組まれたということも聞いております。そのような手法というものを御紹介いたしまして、各建物等管理者の方々には対策を講じていただくということで広報に努めていきたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） その際、その高圧洗浄機はお持ちでない方がほとんどだと思うのですけれども、そういう相談の受付というのはどう考えられますかね、現時点で。これから調整なのかもしれませんが、やはり手が届かない、はしごをかけてやってくださいといってもやっぱり危険を伴う場合もありますし、高圧洗浄機といってもなかなか手配、お金をかけて借りるとかというのなかなか現実的ではないのかなと感じるわけなのですけれども、その点についてはいかがですか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 これまで具体的な御相談という形ではなかったものですから、現在、今御質問に明確にお答えするという答えを持ち合わせておりませんが、今後そのような対策と対応ということについても検討してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） ぜひ、その点についてもすぐお答えできるように準備を進めていただきたいと思います。

それで、先ほど農作物への被害も心配されるところがあるというところなのですけれども、うちの裏に栗の木なんか植えているのですが、もう栗の葉っぱが大分やられました、正直言って。葉も振っ

ていないですので、もう半分まではいかないですけれども大分やられているような状況です。

心配になって、館山のリンゴ畑にも行ってきたのですけれども、やはりリンゴ畑については散布をしてあるので、幼虫がついていなかったようでありました。ただ、その脇のほうに生えている天然の栗とか山栗ですよね。その葉っぱに随分ついてるなというところであったので、これはいろんなところにやっぱりいるので、細かに全部調査というわけにいかないと思いますし、ただ注意喚起をいろいろしていかないと、ひょっとしたら野菜とか果樹とか、これから影響が出てくるのではないかなと感じるわけなのですが、その辺の対策についてどのようにお考えなのか、伺いたと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいま、今の状況の御説明がありましたけれども、現在の状況を果樹生産者の方にも市で聞き取りをさせていただいております。リンゴやサクランボの木に毛虫などそういうものは付着しているという御報告は頂戴したところでありますが、通常管理、防除になりますけれども、それによって現在は被害がないと伺っております。ただ、今そういうふうについている樹木もあるということです。今後発生状況についてはきめ細かく聞き取りなどをして、把握をしていきたいと思っております。そして、状況に応じて迅速に防除や駆除の対応ができるよう、JAや関係団体と連携し、農家の皆さんへの周知、それについてはしっかりと図っていききたいと思っております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 今のところ、しっかりした管理のところについては被害がないということでもありますけれども、やはりこれからどうなるか分からないところもありますので、成虫になってからこの卵塊が、いろんなところに卵を産みつけるとやっぱり農作物の木々もひょっとした

らターゲットになるかもしれないということもありますので、7月から8月にかけて相当警戒が必要かなと思います。その辺も含めていろいろと関係の皆さんと御協議いただいて対策を講じていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。学童施設の在り方についてでありますけれども、先ほどの御答弁で諸課題も多いのだということでありました。それで、これまでいろいろ議会の中で一般質問の回答の部分、御答弁いただいた部分を少しおさらいというか、復習をしたいというところがありまして、御紹介をしていきたいなと思います。

平成28年12月定例会においてなのですが、高橋壽議員の学童の公設民営化についての御質問の市長答弁で放課後児童クラブの公設化については学校の隣地に専用の建物を整備し、放課後児童健全育成事業が実施されることが理想であると考えております。同時に、子育て支援の一環として親の負担軽減も重要なところである。解決しなければならない課題が多くありますが、1学区に複数の放課後児童クラブが運営されているような放課後児童クラブの設置状況や利用人数の規模も課題の一つであり、クラブによっては公設化を望まない運営団体もあります。放課後児童クラブの公設については、それぞれ運営主体の考え方を尊重し、施設の公設化を希望する放課後児童クラブについては、施設の老朽化や地域事情を考慮しながら総合的に判断し、個別に対応していきたいと考えておりますと御答弁されております。

あともう一点なのですが、平成30年12月定例会、これは当時の海老名悟議員が、小学校の敷地内に唯一塩井さくらんぼクラブが併設されているその経過についてお尋ねがあったときの答弁です。塩井さくらんぼクラブにつきましては、平成17年になりますが、立ち上げの当初からその学校に入りたいといった希望を持っておられたようです。コミセンで運営をしてこられて、平成

22年に学校の校舎に入ったわけですが、塩井地区から、学校、それから市に働きかけがあつてそうした結果になったと捉えているという答弁であります。

今回、統合が決まって、最終目標の年度も決まってきたわけであります。これまでいろいろと調整したけれども、条件がなかなか整わなくてそうした施設に公設化できなかったという答弁が続いておりましたけれども、今後の統合の予定のある学校施設については、これまでも多分検討はされてきたと思うのですけれども、可能性としていろいろやっぱり検討できる余地があるのかなと考えておりますけれども、その点についての考え方をお知らせいただきたいと思います。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、御質問にありましたように、様々な課題をまずはクリアしていくということが必要になってまいります。所管は健康福祉部になるわけですが、そちらと連携を図りながら実際の学校施設の中に学童を入れることができるのかについて、そういった課題についても様々な検討を重ねながら連携を深めていきたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） ここでは、今まで調整してなぜ駄目だったかというところまで細かいところはお聞きするつもりはありませんけれども、これからのものについては、例えば今設置されている施設、複数が例えばの話ですけれども、そうしたものについて一緒にやれるかどうかというところ、あと学校施設、当然使えるということが例えば前提になっていたり、あと地域の皆さん、保護者の皆さんの要請があつて総合的に判断して地域の要請がまとまった場合に設置がもっと踏み込んだところでの検討もできるようになっていくのかどうか。その辺をちょっと確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 それぞれの地域の子供たちの健全な育成を考えたときに、学童施設が学校の敷地、あるいは学校施設の中にあるということは非常に望ましいことだと思います。学童の子供たちが体育館だったり、あるいはグラウンドも使って安全なところで過ごすことができるということも大変いいことだと思います。実際に私が興譲小の校長を務めておりましたときに、校舎の中に学童施設を何とか入れたいということで検討した経緯もあります。しかしながら、やはりその校舎の施設の老朽化と、いわゆる施設を改修することになってくるとまたいろんな問題があつて、実際には現実化はできませんでした。やはり、課題がいろいろありますのでその辺をうまくクリアしながら、子供たちにとって何が大事かという視点でぜひ関係の方々とは相談していきたいなと思います。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 学校施設の何がいいかということ、市長の答弁を先ほど御紹介させていただきましたが、敷地内にあるとやっぱり大雨が降ったりとか大雪が降ったりとか、例えば除雪とか雪下ろし、そういうことが小学校のそういう管理上の対応で学童施設が出る幕がないというか、負担が少ないということは言えるかと思います。それぞれが、その団体が持っている建物を管理しようと思うと、その運営費用の中から除雪だったり雪下ろしだったり、そうした対応、あとは学校まで迎えに行かなければいけないといった手間とか時間も大分負担が変わってくるのかなというところで、多分以前の市長答弁の中でその辺もお酌み取りいただいた答弁の内容だったと思いますので、やはりこれからはそうした前提条件が決まっていないと、例えば施設をまとめたい、まとめようとなったときに、どこに移ればいいのかという前提条件が分からないと話が進んでいかないということもありますので、ぜひ庁内の関係部署で調整いただいて、地域の皆さんのニ

ーズも聞いていただきながら結構ですので、早めの回答をしていただかないと先に進めないということでもありますので、ぜひその点、よろしく願いできればと思います。

それでは、次に移ります。GIGAスクール端末の学童での利用を想定しているかということでもありますけれども、2学期からの持ち帰りということでありました。週1回程度で家庭での利用限定だということで、今のところこういう流れになっていると思うのですけれども、実は学童施設で持ち帰りになったときのその置く場所とか、やっぱり狭いところもあるということも伺っていました。もし、指導員に聞かれたときに答えられないとか、使い方が分からないとかと言われるでも正直言って困るということもあったりとか、そうしたのがまだ特別どういう対応になるのだというスキームはもらっていないものだから、いろいろ心配されているみたいなんです。できれば、もう早めにこういう予定ですよということで各施設に通知を出していただいたほうがいいのかなと思うのですが、その点についていかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学童の先生方には本当に毎日子供たちの放課後の時間ということで様々な面で御支援をいただき、時にはやはり宿題の内容を聞いたりとか、そんな時間を過ごしていただいていると思います。今、議員のお話にあったように、やはり昨年度もGIGAスクール構想、何がどうなるんだというところでなかなか情報をまとめて発信しようとして準備をしていたところ、やはり少しずつでもいいから情報を出していたほうがいいのかという御指摘を頂戴したと捉えております。

今回に関しましても、まず春先、持ち帰りについては2学期以降ということで各家庭にはお伝えしているところなのですが、6月も半ばになりましたので、あと1か月ほどで夏休みを迎えるの

で、少し2学期の動きということをお家庭にもお伝えせねばと思っております。あわせて、学童の先生方には担当課と調整をしながらですが、このような予定をしているとか、こんな感じで子供たちが学校の中で利用している、し始めていると、そういう状況も含めてお伝えする場を設けたいなと、そんなふうに思っております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 本当に初めてのことで戸惑うこともいっぱいあると思うのですよね。本当に今現場の最前線に教育委員会の皆さんはいらっしゃるの、そうした調整とか考え方、まとめ方、いろいろ先進的にされているわけですが、御家庭だったり学校の本当に現場のほう、例えば先ほど来、学童施設の指導員の皆さんなんかも大変心配されております。ぜひ担当課と調整していただいて、早めにスケジュール、あと使い方とか管理の方法の注意点なんかも含めてぜひお知らせいただきたいと思います。

それでは、市への報告書等の提出負担を軽減できないかというところに移りたいと思います。

私、聞き取りで施設からソフトの提案があったということで、どういうものですかということで資料のコピーを頂いてまいりました。大阪本社で東京支店の会社なのですけれども、学童のシステム、例えばですけれども、児童台帳、入退館システム、市町村対応の帳票、あと保護者との連絡ツールとかそういういろんなものが込み込みになっているソフトであります。クラウド版だと税抜きで40万円だそうです。そして、オンプレ版というやつは、これは買取りみたいな、簡単に言うたのですけれども、これは90万円、これは施設の大きいところだと運営委託料などで捻出できる施設もあると思うのですけれども、やっぱり小さい施設だとどうしても手が届かないんじゃないですかね。

先ほど、部長からICT関連の予算が今回ついたのということでの対応で、こうした見積りを

取り寄せた施設もあって、たまたまどんな感じやということでは何か聞いたら資料を送ってもらったみたいなのですけれども、こうしたものを利用すると思うと、先ほど運営費とは言わなかったのですが、ソフトの保守料としてクラウド版だと毎月1万5,000円だそうです。オンプレ版だと毎月5,000円、この費用もやっぱりかかってしまうということもあるみたいです。

買えるところと買えないところ、あと事務員を雇えるところと雇えないところでやっぱり大きな事務の負担があるので、今回ソフトを市で企画していただいて、できれば施設に平等に使っていただけるようにできないかという提案だったのですけれども、こういう今紹介させてもらいましたけれども、ソフトとかやっぱりてんでに買ってくださいよという流れをどこかで切ってあげないと、それぞれがそれぞれのやり方みたいなもので進んでいくというのはあまり好ましくないと考えるのですけれども、その点についても含めていかがお考えなのか伺いたと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先ほども壇上から申し上げましたシステムの導入については、もう既に導入されている施設もあるかと思います。今回、改めて調査をさせていただくと、やはりシステムをもう導入している、またシステムを導入したいということでの希望なども出ているような状況です。私たちとしてももう少しそのシステムに関しましては情報提供できるようなものを持ち合わせていけばよかったかなと思っていますところ

です。
ただ今後、まだ導入されていないようなところにつきましては、一か所一か所がそれぞれ入れるのではなくまとめて入れるということも可能なものもあるようですので、そこは私たちも担当課で確認し調べた上で、先ほども申し上げたように設置者との意見交換を行わせていただきながら話し合いをさせていただければと思っています。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） その話合いの場で、いやもっと早くこういう場を持ってもらおうといういろいろ情報交換できて、例えば今回これを利用されるかどうか分かりませんが、こんな費用をかけなくても済んだではないのと言われたいようにだけしていただきたいなとは思っていますよね。本当にこういうソフトというのはいろんなところから情報が来て、やっぱり切ない思いをされているから、何とか現場の負担を少なくしたいから高いけれども利用しようかななんて思われてこういうのを検討されている施設もあるようですので、ぜひ先回りをしてもらって、市で企画をして整備するかどうかというのは今後また別な話になるかとは思いますが、ぜひ事務負担の軽減についてはしっかり今後とも取り組んでいただきたいと思います。その点について、もう一回答弁いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 この事務の軽減につきましては、ここ数年事業者のほうからいただいていたお話でもあります。やはりそこには私たちが真摯に向き合わなくてはいけないと思っています。確かに必要な書類ではあるとはいえるものの、確かに毎日のことですので相当な負担になっているかと思います。そこにどのような支援をしていくかということで、このたびのICT化という話にもつながると思いますので、やはりそこは総合的に考えてお話を設置者とさせていただければと思っています。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） よろしく願いいたします。

それでは、最後、米価についてであります。先ほど、詳しい単価まで部長から情報をいただきました。やはり、つや姫はブランド米だけあって値段が強いなという印象はあるのですけれども、先ほどの全国中央会の見通しでいくと、この前も減

反、先ほど6.7万ヘクタールがまだ3万ちょっとぐらいですかね、減反が確定しているのは。まだまだ減反の数量が足りないというところではありますけれども、作付が終わっていて、これ以上多分増えないような私は印象があるのです。

それで、このまま順調に収穫までいった場合に、やはり余剰米というか、当たり前にとれた、これは農家にとってはすごくいいことなのですからけれども、令和4年分の販売についてはすごく厳しい結果になってくるのではないかということを中心に心配しているところなのです。これまでの質問の中で、大学生への米の支援なんかもありました。ここで、やっぱり思い切った米の需要喚起策みたいなものを少してこ入れしていかないと、なかなか厳しいのかなと思います。価格調整できなくてもその辺はできるとしますので、ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。

○相田克平議長 以上で19番島貫宏幸議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時19分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小中学校における食育の推進について外2点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） 6月定例会一般質問も9番目になります。午後の2番手ということで、人間には体内時計がございます。24時間の中で一番眠気のピークが来るのは深夜の午前2時から4時だそうです。そして、ちょうどこの午後2時から4時というのが小さなピークが来る時間帯だそうです。このためにとても眠くなる

と言われています。当局の皆様も眠気が来ているのではないかなと。議員の皆様もそう思いますけれども、しっかりとした答弁をお願いしながら、私の質問を始めていきたいと思います。

私が食育の質問を行うのは、平成19年9月定例会から数えて今回で6回目になります。改めて食育について述べますが、食育は、知育・徳育・体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を習得し、健全な食生活を日々実践することで、健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、社会情勢の変化、世帯構造の変化や様々な生活状況により、食を取り巻く環境も変化しています。孤食や食の簡素化の増加、食習慣の乱れや偏食などによる生活習慣病の増加、また食品ロスや食の安全の問題、さらには古くから地域で育まれてきた伝統食や行事食といった食文化に対する意識の希薄化など、食をめぐる様々な課題が生じています。

こうした中で、食に関する知識を身につけ、健康的な食生活を実践することにより、心と体の健康を維持し生き生きと暮らすため、食育を通じて生涯にわたって「食べる力＝生きる力」を育むことが重要になっています。

令和3年3月第3次米沢市食育推進計画が策定されました。食育を行う中心的役割は、学校教育にあると思っています。この計画の学校に関わる部分を取り上げて質問いたします。

基本施策、第2、豊かな心と感謝の心を育む食育の推進、（2）で学校等における食育の推進では、食に関する理解を深めるため、給食や総合的な学習などを通して、保育所、認定こども園など、小中学校における食育を推進しますとし、主な事業として、子ども食育マスター育成事業の実施、食育だよりや給食だよりの発行、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実、交流給食の実施、学校などでの収穫体験や調理実習による学習機

会の充実、学校等での行事食や伝統食の提供による学習機会の充実、食育絵本を使った読み聞かせの実施、給食での地場産農産物の活用、学校調理従事者研修の実施が上げられています。

さらに、ライフステージに合わせた展開では、学齢期の6歳から18歳で食の大切さを学び、自分で選択できる力をつけ、健全な食生活を自ら実践しよう、食の体験を深め、自分らしい食生活を実践しますとし、(3)で学齢期6歳から18歳は、食の大切さを学び、自分で選択できる力をつけ、健全な食生活を実践しよう、学童期の6歳から12歳は、乳幼児期から望ましい食習慣や生活習慣を確立し、家庭の食事や学校給食、農業体験や調理体験といった様々な体験を通して食に関する知識を広げ、興味や関心を高めていく時期です。家族や友達と一緒に食事を楽しみ、食に関する知識や望ましい食生活を身につけるとともに、食生活が自然の恩恵の下に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて感謝の心を育むことが大切です。

思春期の13歳から18歳は、心身ともに大人に近づき、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が築かれます。一方で親の管理からも徐々に遠ざかるため、食生活についての関心が薄れ、栄養の偏りや不規則な食事、肥満、痩身志向といった問題が見られることもあります。また、夜遅くまで勉強のほか、さらにテレビやゲーム、スマートフォンの影響で睡眠時間が短くなるなど、生活リズムが乱れやすくなります。自立を控えたこの時期は、望ましい食生活を自ら実践する力を身につけることが大切です。

取組の方向として、朝食をはじめとする規則正しい生活リズムと1日3食をしっかりと食べる食習慣を身につけるために、早寝・早起き・朝ごはん運動を推進します。また、栄養バランスや適切な食事量、健康な食事について学び、実践できるように栄養教諭を中心とした食に関する指導を充実します。

家族や友人と楽しく食事をし、コミュニケーションを深めるために、家族団らんの機会促進に向けた啓発とともに、支援が必要な子供への食の機会の提供を行います。

生産者と消費者との交流の場として農業体験を行い、食の知識と農業の大切さを学ぶことができるよう、食農の場の提供を行います。

食の自然や地域との関わり、地場産農産物に関心を持つことができるよう、学校給食での地場産農産物の活用や行事食や伝統食の提供、生産者や調理師、保護者といった給食に関わる人と交流し、食材や給食に係る授業・講話を聞き、給食を食べる交流給食を推進しますとして、主な事業として、早寝・早起き・朝ごはん運動の推進、親子や子供を対象とした料理教室の開催、農業体験や調理実習、現場見学による学習機会の充実、小中学校での食育の推進、食育だよりや給食だよりの発行、子ども食育マスター育成事業、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実、給食での地場産農産物の活用や行事食・伝統食の提供、交流給食の実施が上げられています。

推進体制の学校は、望ましい食習慣を身につけ実践できる力を育成する役割があります。食に関する指導計画に基づき、総合学習や給食を通して食事の重要性、心身の健康、食生活が自然の恩恵や様々な人に支えられていることへの感謝の心を育成するとともに、家庭や地域と連携して食育を推進していくよう努めますとしています。この計画に伴って、本市の小中学校における食育をどのように進めていくのでしょうか。また、どのように進められているのでしょうか。

初めに、小学校における食育はどのように行われているのか、現状と課題について伺います。また、小学校において、第3次食育推進計画がどのように実践されているのか伺います。

次に、中学校での食育はどのように行われているのか、現状と課題について伺います。

中学校において、第3次食育推進計画がどのように実践されているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、子供たちにとって一番よい食育とはどのようなものだと教育委員会はお考えなのか、その点をお伺いいたします。

大項目の2番目、ヤングケアラーへの支援についてお伺いいたします。

大人が担うような家族の世話や介護を続ける子供たちをヤングケアラーと呼びます。ヤングケアラーは、病気の親や幼い弟妹、高齢者の世話や家事、日本語が話せない外国人家族らの通訳などをしています。家庭内の家事や世話の手伝いはこれまでもありましたし、当たり前とも認識されてきました。しかし、それらが過度な負担となって、勉強時間が削られたり部活動をやめたり、ましてや進路に支障を来すようになれば放置はできません。

政府が4月に公表した中学2年生と高校2年生などを対象に実施したヤングケアラーに関する初の実態調査では、「世話をしている家族がいる」中学生は約17人に1人、高校生は約24人に1人います。平日1日に世話などに費やす時間は、中学生で平均4時間、7時間以上も11.6%に上っています。高校生は平均3.8時間で、7時間以上は10.7%でした。幼い兄弟の見守りや、親に代わって家事に追われる子供の負担の状況が明らかになっています。

しかし、介護保険や障がい者福祉など、現在ある公的サービスの範囲に入らないため、これまでその負担は見過ごされてきました。厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームは、家族の世話や介護をしている子供たち、ヤングケアラーの支援策を発表しました。国がヤングケアラーの支援策をまとめるのは初めてです。両省は、政府が今夏にも示す経済財政運営の指針「骨太の方針」に支援策を反映させ、早期に実施したいと考えています。

支援策では、家事に追われる子供たちの家庭への家事支援サービスなどの新制度や、子供が利用しやすいオンラインでの相談体制の整備などが盛り込まれています。こうした活動を行う民間の支援団体と自治体の連携に補助金を出すことなどを想定しており、民間の力を活用して相談体制の充実を図るとしています。

また、子供たちが家族の世話は当然だと考え、負担の重さを自覚できず、SOSを出しにくいことも明らかになりました。ヤングケアラーの早期発見に向け、ケアマネジャーや相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーといった各分野の専門職への研修など、人材養成の強化も施策の柱としています。さらに介護、福祉、医療、教育など、多機関の情報共有のノウハウを盛り込んだマニュアルをつくって連携を促し、スムーズな支援につなげる必要があります。

報告書には、「子どもらしい暮らしができずに辛い思いをしているヤングケアラーにとって青春は一度きりであり、本報告書に記載されている施策について、スピード感を持って取り組む」と記されています。

「ヤングケアラー」共同プロジェクトチーム報告書の主なポイントは、自治体による独自の実態調査を推進し、介護、福祉、医療、教育など各分野の専門職に研修を実施、多くの機関連携の支援マニュアルを策定、SNSなどを活用した相談体制の整備、幼い兄弟のケアを担う子供がいる家庭への家事支援サービスを検討、2022年から2024年度をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、中高生の認知度5割を目指すとなっています。

本市におけるヤングケアラーの実態はどのようなになっているのでしょうか。実態を把握する調査は行っているのでしょうか、お伺いします。調査されているのであれば、その実態についてもお伺いいたします。

次に、早期の発見を行うための施策をどう考えているのでしょうか。子供たち本人も周囲の大人も、過度な負担の実態を理解しにくいことです。子供たちは、世話は当たり前と思いがちです。調査では、生徒全体の約8割がヤングケアラーという言葉聞いたことがないと答えています。世話をしている家族がいる中高生の5割から6割が、自らの世話について相談した経験がありません。世話が大変なときほど平静を装い、周囲に相談しないとの指摘もあります。

ヤングケアラーの早期発見に向けケアマネジャーや相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーといった各分野の専門職への研修など、人材養成の強化を図る必要について本市はどのようにお考えなのか伺います。

最後に、ヤングケアラーの支援策をどう考えているのでしょうか。埋もれがちな子供たちの悩みに耳を傾ける相談体制を整備するとともに、学校と福祉行政との連携を緊密にして、学習サポートと福祉サービス両面から支援の手を差し伸べるなど、孤立させないための支援をどう考えているのでしょうか。伺います。

大項目の3点目、新型コロナ対策について伺います。

午前中も質問がありましたが、重複する部分については御容赦いただきたいと思います。

医療従事者や高齢者から新型コロナワクチン接種が始まりました。今後、どのような対策を行っていくのか。接種率の向上の取組をどう考えているのか、伺います。

まず初めに、新型コロナワクチンの接種状況はどうなっているのでしょうか。医療従事者の接種は終わったのでしょうか、伺います。

次に、新型コロナワクチンの優先順位について伺います。接種の順番が医療従事者、高齢者、64歳以下となっていますが、学校の教職員や保育士、幼稚園教諭、学童保育の指導員など職種によ

って優先して接種をすべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、接種率の向上策について伺います。コロナを克服するには、集団免疫を獲得するしかありません。やるべきことは明白です。新型コロナワクチンの接種を進めなければなりません。集団免疫の状態になることについて、WHOは、正確には分からないものの、世界の人口の70%を超える人がワクチンを接種する必要があるという見方を示しています。接種率を向上させるために、各自治体で様々な取組が行われていますが、本市は向上させるための取組をどのように考えているのか伺います。

最後に、米沢市民対象の無料のPCR検査について伺います。流行拡大している地域に仕事などで行かなければならなかった人は、帰ってきてから感染を疑い、様々な活動を制約して2週間を過ごしています。その間、感染したのではないかと不安に思っています。不安を解消し、一日も早く日常生活が送れるようにすべきです。さらに、無症状の感染者を早期に発見し、感染拡大させないためにも、市民に無料のPCR検査を実施すべきと考えます。

当局の考えをお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1の小中学校における食育の推進についてと、2のヤングケアラーの支援についてのうち、(1)のヤングケアラーの実態はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに、(1)と(2)小学校、中学校それぞれにおける食育に関する取組の現状と課題についてお答えいたします。

現在、各小中学校では、第3次食育推進計画にありますように、命の大切さを学び、自分で食を選択できる力をつけ、健全な食生活を実践するこ

とができるよう、食育基本法にのっとり、学校給食における食育、教科等における食育、学校行事と連携した食育などが行われております。

食育の中心となる学校給食は、健康教育の一環として、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培うための重要な教育活動であると認識し、指導しております。

小学校におきましては、まず1年生の入門期には、給食に関する基本的なことについてしっかりと学びます。御飯、おかず、おつゆなどの配膳が初めての子もあり、慣れるまでの時間もかかってしまいます。また、正しい箸や食器の持ち方をはじめ、食事中のマナーについても指導をします。しかしながら、これらのことはすぐにはなかなか身につくものではないため、ほかの学年でも日常的な指導を継続しております。

献立に合わせて給食献立作成委員会が作成した「給食一口メモ」を活用して、旬の食べ物、米沢の伝統食・行事食、地元の食材などの紹介も行っています。また、学習から得た知識や栽培・収穫などの体験活動を通して食に関わるたくさんの方々の支えがあることを学び、給食記念週間の際に、生産者、納入業者、調理師等に対し感謝の気持ちを表す機会を設けたりしております。

教科等や学校行事における食育につきましては、それぞれの地域の特色や各教科・領域における横断的な関連を重視しながら計画を立て、その計画に基づいて指導を行っております。家庭科や生活科、総合的な学習といった教科・領域の中で行う食育は、学習指導要領に基づいて指導しております。例えば、社会科副読本の「わたしたちの米沢」にあります「きょう土を開いた人」の单元の中で、上杉鷹山公が奨励したものとして、米沢鯉やうこぎが取り上げられており、それらが現在も郷土食・伝統食として根づいていることを学習しております。

食に関する指導は、給食の時間や学級活動、教科指導等、学校教育活動全体の中で行います。栄

養教諭は養護教諭や学級担任と連携しつつ、専門性を生かした指導を行っております。

また、米沢市の第2次食育基本計画の中では、平成23年度より、食育を通して子供自身が生きていくために必要な力を身につけることを目指した子ども食育マスター育成事業を展開し、各学校がより充実した食育指導が実践できるよう支援しており、昨年度までで市内の小中学校全ての学校が実施しました。昨年度の小学校では、米沢栄養大学の先生を招いて、健康な体をつくるためには好き嫌いをしないで食べることが大事であるということを学ぶ授業を行い、児童一人一人が自己の食生活を振り返り、これからの食生活の在り方について考えました。

小学校における課題としましては、朝食の欠食率が改善されていない状況や偏食、孤食などがあります。生活リズムの乱れや家庭環境などの背景を理解し、家庭と連携した取組がさらに大切であると考えます。

次に、中学校における取組についてですが、給食の時間においては、小学校の6年間で準備や後片づけの方法、食事のマナーは身につけておりますが、奉仕や協力・協調の精神などを養いながら、さらに望ましい食習慣の形成を図っております。

また、小学校と同様に献立に合わせて給食献立作成委員会が作成した「給食一口メモ」を活用して、旬の食べ物、米沢の伝統食・行事食、地元の食材などの紹介も行っております。これまでに学習してきた知識と関連づけて、自然の恩恵などへの感謝、地域に伝わる食文化等への理解を深めたり、自分の考えを持ったりすることにつながっています。

教科学習では、社会科で各国の食糧事情等を学び、自分たちを取り巻く環境を見詰め直したり、家庭科の時間に一日の献立を計画する学習を行ったりしております。その後、自分で調べまとめたものを発表したり、実際に調理する機会を設けたりしながら、栄養バランスの取れた食の大切さ

を実感し、学んだことを生活に生かそうとする実践力を身につけられるようにしています。

子ども食育マスター実施校では、果樹園の方を講師に招き、館山りんごの歴史や育て方等について学び、家庭科の学習で館山りんごを使用してリングジャム作りを行いました。米沢の食に対して関心を高め、改めて米沢の伝統的な食について学ぶ機会となりました。

中学校においては、朝食の欠食率は改善傾向にあります。ゲームや動画視聴等、インターネットの長時間に及ぶ利用による生活習慣の乱れから来る不規則な食事、痩身志向、偏食などの課題も見られます。

学校における食に関する指導は、小学校と同じく給食の時間や学級活動、教科指導等、学校教育活動全体の中で行います。学級担任や教科担任、養護教諭と計画的・組織的・系統的に全教職員で推進していくこととともに、小学校に配置の栄養教諭の専門性もさらに生かしていくことが大切です。あわせて、やはり学校だけの解決は難しく、家庭の協力を得ることが必要であるため、小中学校ともにこれまで以上にPTAの活動などとの連携も図っていきたいと思います。

今後も、命の大切さを学び、自分で選択できる力をつけ、健全な食生活を実践することができるよう、第3次食育推進計画に従って食育の推進を図ってまいります。また、第3次食育推進計画は3月に作成されたものでありますことから、各学校に周知徹底し、各校において食育全体計画を見直し、この推進計画を反映したものにしていくよう指導していくことが必要であると考えます。

次に、(3)教育委員会として考える子供たちにとって一番よい食育についてお答えいたします。

食育基本法第2条に、「食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行わ

れなければならない」とあります。子供たちが命の大切さを学び、自分で食を選択できる力をつけ、将来において健全な食生活を実践することができるようにすることにつながる食育が子供たちにとって一番よい食育であり、そのためには、学校、家庭、地域が連携して食育を行っていくことが重要だと考えます。

学校における食育の給食との関わりについては学習指導要領の中で、特別活動の学級活動に位置づけられています。その内容は、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」を旨とするものです。小中学校ともに「給食の時間を中心としながら、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよくすること」とあります。

さらに、小学校では「健康に良い食事のとり方」、「給食時の清潔、食事環境の整備・改善などを身近な事例を通して考える」とあります。中学校では「自らの生活や今後の成長、健康管理などを考え、判断し行動ができるようにする」とあり、主体的に適切な食習慣を形成する態度を育てていくことが求められております。

今後も、子供たちがそれぞれの発達段階に応じて、食に関して理解を深め、命の大切さを学び、自分で食を選択できる力をつけ、健全な食生活を主体的に実践することができるようにするために、保護者や地域と連携を密にし、食育を充実してまいります。

続きまして、2の(1)ヤングケアラーの実態はどうなっているかについてお答えいたします。

常に子供の家庭環境については学校での把握に努めております。ヤングケアラーにつきましては、家庭内のことで問題が表に出にくく、状況把握は難しい面もありますが、学校では学級担任を中心に体調や表情、服装等、総合的に観察しながら、気になる子供や欠席や遅刻・早退が多い、宿題や持ち物の忘れ物が多い子供に声がけをして聞き取ったり、家庭訪問や保護者面談の折に保護者か

ら聞き取ったりして実態把握を行ってまいりました。

ヤングケアラーの定義に当てはめた場合、ヤングケアラーではないかと思われる子供の状況としましては、家族の代わりに幼い兄弟の世話をしているというものや、家族の代わりに外部との連絡を取っているというもの、家族の通訳をしているというもの等が確認されました。このような実態を受け、関係機関が連携し、今後の教育相談体制のさらなる充実や適切な支援につなげることが重要であると考えます。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、2の（2）のヤングケアラーを早期発見するための施策についてと（3）のヤングケアラーの支援策についてと、3の新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

まず、（2）ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーは、支援が必要であっても本人や家族に自覚がないことで表面化しにくい構造が指摘されております。また、子供の中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアにやりがいを感じている場合もあり、子供の気持ちに寄り添いながら必要な支援に結びつけていくことが大事だと考えます。

そのため、発見から必要な福祉サービス等の支援に至るまで、子供本人や家族に関わる各分野の専門職がヤングケアラーに関して適切な判断と対応ができるように、研修等による人材育成の強化を図ることは必要なことであると認識しております。

学校の教職員は、日頃から学級担任を中心に子供たちを総合的に観察したり、家庭訪問や保護者面談等で保護者から聞き取ったりして、子供たちの実態把握を行っていることから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあります。しかし、現状

ではヤングケアラーの概念の周知が十分とは言えないため、今後、適切な発見・把握につなげていくために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなども含め、教職員のヤングケアラーの概念等についての理解促進に努めてまいります。また、必要に応じて関係機関を交えてケース会議等を開き、情報を共有することとともに、適切な支援へと結びつけていくことが大切だと考えます。

福祉分野では、障がい福祉サービスを利用する方を支援している相談支援専門員は、障がいのある方の家族の状況を必ず把握しますので、ヤングケアラー発見のための着眼点や配慮する事項等についての研修を行うことで、障がいのある方の家庭におけるヤングケアラーの早期発見とヤングケアラーの支援につなげていける可能性があります。これまで、相談支援専門員からヤングケアラーに特化した問題についての相談はありませんが、毎年実施している相談支援研修会のテーマにヤングケアラーに関する課題を取り上げ、ヤングケアラー支援の取組を始めていきたいと考えております。

そのほかに、独り親ヘルパーや各種福祉事業者など、家庭に寄り添い様々な支援を行っている事業者に対しても、ヤングケアラーに関する情報の周知に努めてまいります。

また、福祉事業者とのつながりがなく家族以外との接触がないヤングケアラーは、潜在化しやすく早期発見が困難です。ヤングケアラーへの問題意識を喚起するためにも、広く市民への周知にも努めるとともに、米沢市社会福祉協議会などの関係団体や地域の最も身近な支援者である民生委員、児童委員に研修会や会議などの機会を捉えて、ヤングケアラーに関する情報を周知していきたいと考えております。

さらに、地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会など既存の協議会においても、ヤングケアラーの課題や発見後の連携等について協議

してまいります。

続きまして、（３）のヤングケアラーの支援策につきましてお答えします。

年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーは、ケアのために学校を休みがちになり、友達との交流も途絶え、孤立する懸念が指摘されております。学校や福祉サービスなど事業所の職員などによる早期発見だけでなく、ヤングケアラー自身が自発的に相談できる環境の整備も必要であると考えます。ヤングケアラーと問題を共有し、ヤングケアラー自身が今後どうしていきたいのか、何を希望しているのかを一緒に考え、解決していく相談窓口を整備するとともに、ヤングケアラーを孤立させない仕組みについても今後検討してまいりたいと考えております。

また、発見、相談後のその後の支援に結びつけるための体制の整備が行政の役割として求められていると認識しております。子ども家庭課内に令和４年度に整備予定の子ども家庭総合支援拠点において、全ての子供とその家庭の相談に対し、ニーズに合わせて地域資源とつなぎながら、原則として１８歳までの全ての子供を支援してまいります。そのようなことから、ヤングケアラーにつきましても、子ども家庭総合支援拠点を担当窓口として対応してまいります。

また、ヤングケアラーをはじめ、子供の貧困など、子供とその家庭を取り巻く課題の解決のために、学校など教育の専門家である教育機関をはじめ、福祉や医療の専門家など、子供たちと接している機関などで構成する新たな協議会を設置し、市は子ども家庭総合支援拠点として総合調整を行いながら、構成機関の情報交換と連携により包括的な支援の充実を図ってまいります。

次に、３の新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

（１）の新型コロナウイルスワクチンの接種状況はどうなっているのかという状況のことにな

りますが、６月１５日時点での接種状況になります。６５歳以上の方２万６,３２５人として算出しております。１回目の接種済みの人数は１万２,４８２人で、接種率は４７.４％となっております。２回目の接種が終わられている方は３,７２３人で、接種率は１４.１％となっております。このことから、７月６日に２回目の接種が終わる見込みとなりますので、７月６日では４７.４％の高齢者の方が接種するという状況になります。

続きまして、病院、医療職、薬局、訪問看護ステーションに従事する者のほか、新型コロナウイルス感染症対策業務を担う保健所の職員や救急隊員、接種会場スタッフを含めた本市の医療従事者３,２６０名が２回目のワクチン接種を完了しております。医療従事者については、人事異動や新規採用などにより数変動しているため、正確な人数を把握することは難しいところではありますが、置賜保健所に確認したところ、当初予定していた医療従事者分については、６月の第１週目までに全て完了しているとのことでした。

次に、（２）の新型コロナウイルスワクチンの接種の優先順位についてお答えいたします。

６５歳以上の高齢者や基礎疾患がある方以外の優先順位についてですが、他自治体においては、クラスター対策の必要性が高いと思われる保育士や幼稚園教諭などから優先的に接種を行っている事例があります。本市においても、今後速やかに職種などの接種の優先順位について検討し、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部において、その優先順位について決定していきたいと考えております。

次に、接種率向上の取組をどう考えているのかについてお答えいたします。

ワクチンの接種率向上のためには、市民の実態を踏まえ、接種を受けやすい環境整備を図ることが重要であると考えております。このことから、ワクチン接種実施計画にも記載しているとおり、高齢者や基礎疾患のある方がかかりつけ医な

どで安心して接種を行うことができるように、個別接種方式の環境を整えることや、働く世代などが受けやすいよう土日にすこやかセンターでの集団接種方式を行うほか、接種の機会を確保すべく、市内3病院の協力により集団接種会場を増やすなど、接種体制整備の確保に努めているところです。

次に、市民対象の無償のPCR検査を実施すべきではないかについてお答えいたします。

陽性者が出た場合におけるPCR検査についてありますが、置賜保健所では、濃厚接触者以外でも感染拡大防止のため幅広く検査を行っており、この検査は行政検査として無償でPCR検査を行うこととしております。また、濃厚接触者以外でも感染拡大防止のため、必要に応じてPCR検査を幅広く実施するものと聞き及んでおります。

県外への往来を頻繁に行う必要がある方や人との接触が多い方など、無症状であっても感染防止策としてのPCR検査の実施につきましては、現在、民間の検査会社から検査キットが商品化され、手軽に検査を受けられる状況となっておりますので、まずは自身で検査を受けられるようお願いしたいと考えております。

本市としましては、感染拡大防止への取組として、まずはワクチン接種対策へ全力で臨んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 時間もあれなので、早速2回目の質問をさせていただきますが、まず、食育についてですが、2017年6月で全ての学校で同じ教材を使って統一的な食育といいですか、先ほどから出ていますが「給食一口メモ」、これが共通する教材となるのでしょうか。そういったものだけではなくて、そのほかに「たのしい食事つながらる食育」という資料が全小学校で配付されてという答弁がありましたが、その後、統一的な教

材というものはどのようになっているのでしょうか。どの学校でも最低限、こういった食育が行われていますよと、そのための教材はこういうものですよというのがありますでしょうか、お伺いします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 結論から申し上げますと、一口メモを大切に使っているという現状を継続しております。非常によいもの、そして毎年リニューアルされているということで、中身も精選されております。給食のときに渡ると、必ず先生方は触れて子供たちと一緒に学ぶということで、学年段階に応じた解説、補足などをしながら一口メモを有効に活用しております。さらに、やまがた食育ハンドブックというものを配られますので、そちらも並行して活用している状況です。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 一口メモは素晴らしいものだと思いますが、やはり食育マスターにしても、全学校で毎年やっているわけではないわけです。そうしますと、そのときに当たった子供たちはそういった授業が受けられるけれども、それ以外の子は、ほかの学校の子はないということで、そこは差と言ったらいいいんでしょうか、教育機会がないというところで、やはりそこまで行かなくてもきちっと統一的な教材にすべきだということは申し上げておきたいと思います。

続いて、先日策定されました学校給食基本方針、この中で、中学校で「より実践的かつ発展的に食と向き合う食育を推進し」というようにあるのですけれども、これはどういう食育なのでしょう。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 小学校で形成された食習慣、それから正しい知識を基に中学校においては各教科活動とかと連携しながら、自らの生活、今後の成長、将来の生活と食生活などを考えながら、実践的ということで自らが食を選んだり、あるいは勉強した後に水分補給のときにそれを頭に入

れながらどんな飲み物を飲んだらいいのかと選んだりということで、自ら選んだり栄養を取ったりと、そのようにできる実践的、発展的な食育と捉えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 何かよく分かったような分からないような気がします、食育の部分でも一つ、今回広報よねざわ6月1日号、先日も一般質問の中で取り上げられていましたけれども、やはりこれが私としては食育として一番いいことを述べているのではないのかなと。そういったことが愛宕小学校で実践されているのではないかなと思います。食べ物を作る人、そして調理をする人、学校給食には多くの人に関わっている、そういったたくさんの思いが詰まっているということが分かって、そして効率的な栄養摂取という枠組みだけでは収まらない思いが詰ましていると、その点が分かる。そして、豊かな人間性を育てていくんだと。そして、一番大事なのは、食後の子供たちからいつもおいしい給食をありがとうという感謝の言葉が次々と聞かれましたと広報では述べています。

本当に一番よい食育というのは、食材の作り手の方が見えて、調理の様子や匂いや音で感じることができ、適温で食べられる、給食を通じて地域の方とつながり、食の大切さを学べる、そのことがしっかりとした生きる力につながっていくのだなと思います。このことについてはどのようにお考えか。また、市内の全小中学校でこのようなことをしっかりと行うべきだと私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先日の広報よねざわで取り上げていただきました、6月は食育月間ということで特集を組んでいただきました。確かに小学校で直接つながりを体感しながら学んだり、毎日の給食をいただいていると。それは子供たちにとって本当にいいものでありますし、大切にしてい

きたいと考えております。

一方、中学生は、現在親子給食を実施の中でも、食育については各学校で工夫しながら行っているところです。作り手が見える工夫、それから、直接感じられる工夫ということで、今後につきましては、様々ICTなども活用しながらになるかと思えますけれども、いろんな工夫をしながらぜひ中学生にも効果的な食育を行っていききたいと思うと同時に、中学生に関しましては、他の教育活動も広がっていきますので、それと併せて中学生にふさわしい食育を今後も考えていききたいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 中学生だからこういったことがふさわしいのだということはあまりないのではないかなと私は思います。基本はやはり作り手の部分が見えて、調理の様子が分かってということだと思いますし、そういったいろんな人の手関わって食事が提供されている。それを食べることができるのだということ、食事ができるということがやはり一番の食育なのではないかなと思います。

平成18年3月の国の食育推進計画、第1の中ではこんなことが言われているのです。ちょっとはしりますが、学校給食における地場産物の活用、推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子供に伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果などについての周知・普及を図るとしていました。

また、食育基本法の審議の中で、食育基本法を提案した自民党の議員の方が、学校給食自体が学校教育法の教育の一環、自校方式がよい、コストだけで考えてよいのか、しかし、自治体の事情もあるだろうから、今以上にセンター方式を増やさないようにしたい、そういう運動をしていくという答弁をされていたのですが、このことを当局は御存じですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 大変お恥ずかしながら不勉強でそこまで存じ上げておりませんで、議員から御指摘というか、情報をいただきましたので確認したところであります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 時間もあれなので最後にしますけれども、学校給食は、教育長もおっしゃっていましたけれども、副市長もおっしゃっていましたけれども、教育の一環である。そのことをやっぱりしっかりと認識して、心に刻んで行政を行っていただきたいと思います。

続いて、ヤングケアラーについてなのですが、聞き取りの際に、子供の貧困調査とともに調査を行うようなお話があったのですが、そのことはどのようなことになったのでしょうか。

あと、先ほどの教育長の答弁の中で、幼い兄弟を見ている子、そして、外部との連絡をその子が取っているとか、通訳をしている子がいるという、ここまで把握されているということはある程度の人数を把握されていると思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先ほど、教育長の答弁にございました内容につきましては、日頃教員が子供たちの家庭状況を把握している中で、今回改めて、きちっとした定義ではないのですが、一般にこのようなケースがあればということに照らし合わせたときにいるというところで、こちらで状況を把握している、そのようなところです。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市の子供の貧困対策の支援体制整備を目的に、今年度、子供の貧困対策支援計画の策定に向けた調査を行うことを予定しております。その調査項目にヤングケアラーのことも盛り込んだ内容となるよう、現在考えているところです。その結果につきましては、令和4年3月までに報告したいということで考えて

いるところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひ、実態の把握を詰めていただきたいと思いますし、実際、今のお話ですとやはり米沢市にもヤングケアラーの方がいらっしゃるということで、ここからはやっぱりきちんとした支援策、そして、そういった早期の発見をしていくということが大切だと思います。

そして、まず最初には、やはり壇上でも申し上げましたけれども、約8割の生徒がヤングケアラーを知らない、皆さんもそうなのです、一般の大人もそうなのですけれども、世話をしている家族の5から6割についてもそういった相談をした経験がないということで、そこについてはやっぱり多くの皆さんにこのヤングケアラーというものを知っていただく。そのための先ほど周知を図っていきますということがありましたけれども、これはもう早急にやっていく意味があると思いますし、そのことがやはり早期発見につながっていくと思うのですが、その点、もう一歩踏み込んだ答弁をお願いしたいのですが、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員のお述べのとおり、ヤングケアラーのことやその実態を知っていただくことが早期発見の大切な一歩となると考えております。そのためには、やはり広報よねざわ等で市民の皆様へ周知を図るということも大事であると考えております。様々な団体へも機会を捉えてヤングケアラーに関する情報を周知していきたいと考えております。ただ、今すぐにといいところについては、関係機関とその周知の方法なども調整させていただきながら進めていきたいと思います。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 今日明日してということではないので、ぜひ早急な取組といいますか、こういった実態があるんだよということを、せめて民生委員、児童委員の皆さんに、学校の先生方

の皆さんにぜひ知っていただければと思います。そこはお願いしたい、要望したいと思います。

時間がないので新型コロナ対策なのですが、ワクチン接種で心配なのは、アナフィラキシーですね、アレルギー反応。接種後、ほとんどの場合、30分以内に出るというように言われています。とりわけ女性に起こりやすいと言われているのですが、ワクチンの成分、ポリエチレングリコールというのが化粧品などにも使われていて、女性の方がそういったものを繰り返し使っていてアレルギー反応が起こるのではないかとされています。

このような新型コロナワクチンに対して、しっかりと正しい情報を市民の皆さんに周知する、お知らせをすることで、接種率向上に寄与すると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 ワクチン接種券の発送時にお知らせを同封させていただいておりますが、その中で接種する上での注意事項として、ポリエチレングリコール成分でアレルギー症状を起こしたことがある方は主治医に相談する旨を記載し、周知させていただいているところです。

なお、この周知につきましても、今後、まだ不十分であるということであれば、様々な機会を通して周知を図っていききたいと思います。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 今朝もテレビでインタビューを受けていた若い女性の方が、そういった映像を見て怖いから受けないよという話が出ています。やはりそこはしっかりと正しい情報を知ること、そうではなくて受けることができるのだと変わってくとも思います。そこはぜひお願いをしたいと思いますし、こういった様々な自治体でワクチン接種券、接種しましたよという接種済証をお店に持っていくと割引が受けられたり、また特典があったりということが行われています。どうしても受けては駄目な方もいらっしゃる

やるわけで、そういった方の兼ね合いもあるのですけれども、接種を受けて割引してもらうことが目的にならないような、そういった取組と正しい情報の提供など、そういった施策をどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 接種率の向上を図るため、他自治体においては経済対策等も併せて商品券を発行しているところもありますが、本市としては様々な課題があることから、まずはワクチン接種率向上と経済対策は切り離して実施すべきものと考えているところです。まずは、本当に受けやすい状況、受けた人がすぐにでも受けられるような環境整備というものが重要になっているかと思います。これから、ワクチンの人数も増えてまいります。そのような状況の中で混乱が生じないように対応していきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そこについては、ぜひある程度お考えいただければと思いますし、そういった部分も経済対策という一面もあるということ、ぜひ産業部なんかも考慮いただければと思います。

時間もありませんので、山形市のやり方が報道されていましたが、米沢市は詳細が決まり次第お知らせしますということだったのですが、ぜひきちんと決まったら早く早く、広報とかホームページというお話なのですが、しっかりマスコミの皆さんにも御協力をいただいて、こうします、こうなります、市民の方はどうなっていくのか分からなくて一番不安なのです。やはりそういった正確な情報をしっかり提供していく、そのためにはいろんな手段を使うということが必要だと思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 様々な手段を使って周知を図るということは非常に重要なことだと考

えております。今、LINEとかモバ支所とか、SNSなどを使いまして周知を図っていきたいと考えております。これからは若い方々になりますので、より一層そのような手段も使いながら周知に努めてまいります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） あと、もう一遍、優先職種の関係でいいますと、少人数の職場で同じ日に受けると、副作用が出た場合に次の日に施設を閉めなければならない、そういった事態が起こると心配しています。山大の調査でも、半数の方近くが2回目、発熱していますし、やはりそういった意味で分けた接種の方法をお願いします。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

~~~~~  
午後 3時29分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、本市の子育て支援施策の方向性について、2番成澤和音議員。

〔2番成澤和音議員登壇〕（拍手）

○2番（成澤和音議員） 一般質問の2日目のトリを飾らせていただきます、一新会の成澤和音です。

このたび、会議の延長をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回の一般質問は、本市の子育て支援のための施策の方向性についてとしまして、3項目を伺いたいと思います。

日本の出生数は2016年に100万人を割り込み、コロナ禍も相まって2020年に84万832人と1899年の統計以来、過去最低を記録してしまいました。本市においても同様ですが、急速な少子化への対応はほかの何よりも最重要課題だと私は認識しております。今後の持続可能な社会の形成に向けて、ほんきこになって取り組まなければなりません。少子化対策を兼ねた本市の子育て支援の施策が必要となってくると思いますが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

小項目1つ目、多子世帯の支援強化を図れないか。

出生数が減少する一方で、子供が欲しいけれども経済的に負担が大きいと思う御家庭も多いかと思います。少子化対策といえば、第1子からの支援、もっと言えば婚活支援、若者支援からという話になってしまいますが、私の思い描く施策としては、子供が何人いても育てやすい、経済的な負担が増えない、むしろ減少していくようにすることが望ましいと思います。そういった面を含め、財政的な面を考えると、まず真っ先に取り組むべきこととしては、多子世帯への支援強化ではないでしょうか。本市としての今後の方策を伺いたいと思います。

あわせて、本市の子育て世帯数と世帯別の児童扶養人数の内訳はどのようになっているのですか。また、皆さんも見られたことはあると思いますが、年に数回ほどテレビの特集番組でビッグダディ、いわゆる大家族の暮らしや様子が取り上げられていますが、本市でのそのような御家庭はいらっしゃるのか、多子世帯の最多児童扶養人数は何人か、お伺いしたいと思います。

2つ目、子育て関連の手のオンライン化はど

のようになっているかです。

国のデジタル化とともに、本市でも各種申請での押印廃止が示されましたが、子育て関連の手続は対象外となっています。先日も現況届が配布されましたが、変更点がある場合のみの返送であれば分かります。しかし、こちらは変更点がなくとも日付を記載し、さらに変更点のチェックの有無、押印の上、市役所窓口か郵送で提出しなければなりません。コロナ感染拡大の防止の観点から、本市としては郵送を推奨しておりましたが、郵送であれば切手の購入もしなければなりませんでした。

子育て関係で必ずといって出てくるのが各種申込み、継続申込みの提出ですが、現役世代にとって限られた時間の中での来庁は難しいものがあります。子育て世代の利便性向上や事務の効率性を考えた際に、最優先と考えるのが子育て関連のオンライン化ではないでしょうか。具体的な進捗状況、さらにはどういった手続が可能か、お伺いしたいと思います。

3つ目、屋外遊戯施設の整備検討についてです。

先頃示されましたが、国の補助、都市構造再編集集中支援事業を活用し、アクティー米沢を屋内遊戯施設として整備しようとしております。まちづくりの観点から、市中心部かつ既存施設との連携、複合化、拠点化を図る本計画には大いに賛同するものであります。

しかしながら、子育て推進の拠点として重要と becoming くるのは屋内遊戯施設や相談機能などの併設はもとより、屋外でも伸び伸びと遊べる施設が一体となって初めて拠点化と言えと思いますが、屋外遊戯施設の設置場所や時期についてはどのようになっているか伺いたいと思います。

最後になりますが、記念すべき新議場で的一般質問第1号の話題で盛り上がりました。私は記念すべき第10番目となりました。ぜひ、市長や当局の皆様には、これでもかというような御祝儀御答弁を御祈念申し上げまして、壇上での質問を終わ

りにしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、本市の子育て支援施策の方向性についてお答えいたします。

(1) 多子世帯への支援強化を図れないかについてであります。令和元年6月に実施した子育て支援に関するアンケート調査の結果では、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」ことが第2子、第3子と出産をためらう要因となっております。

現在、本市では、多子世帯への経済的負担軽減策として、保育所、認定こども園等の保育料について、3歳未満児の小学6年生から数えて第3子以降の保育料の無償化を継続しながら、3歳以上については副食費の無償化を行っております。また、県の補助メニューを活用して、認可外保育所における保育料の多子世帯軽減や放課後児童クラブにおける利用料の多子世帯軽減事業も行っているところです。

今後、多子世帯も含め、子育て世帯の経済的支援につきましては、財政状況も勘案しながら検討していきたいと考えております。

次に、本市の子育て世帯数と世帯別の子供の数の内訳及び本市の最多多子世帯の子供の数についてお答えいたします。こちらは、児童手当受給世帯となっておりますので、公務員の方は除かせていただきます。

受給世帯総数は4,836世帯で、子供が1人の世帯は1,912世帯、子供が2人の世帯は2,163世帯、子供が3人の世帯は646世帯、子供が4人の世帯は97世帯、子供が5人の世帯は16世帯、子供が6人の世帯は2世帯となっています。児童手当の年長の年齢は18歳までとなっておりますので、当該手当で確認できる本市の最多多子世帯の子供の数は6人となりました。

次に、子育て関連の手続のオンライン化についてお答えいたします。

国では、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえて、平成28年12月に行政手続のオンライン化利用の原則化を目的として策定されたデジタルガバメント実行計画が令和2年12月に改定されました。また、自治体DX推進計画が策定され、県、市町村における行政手続のオンライン化の推進が一層求められているところです。

デジタルガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として58手続を定めており、また自治体DX推進計画において、この58手続の中から住民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される特に国民の利便性向上に資する手続として31手続が設定されています。

さらに、住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要とされる手続の34手続のうち、子育て関係ではマイナポータルの使用を前提とした15項目が設定されたところです。こちらは15項目全て申し上げることはできませんが、大きいところでは児童手当関係の認定請求、また児童手当の諸手続、そのほかに保育所等の利用申込みの手続、児童手当の先ほど申されていらっしゃいました現況届などもここに含まれていることになっております。

これを受け、現在、本市では国が示す児童手当現況届などの電子申請を前提とした申請書共通様式の検証を進めているところです。現在、子供関係の手続につきましては、国で実施しているものがほとんどの手続になっておりますので、まずは国で進めることに準じて進めさせていただきたいと考えております。

次に、屋外遊戯施設の整備の検討についてお答えいたします。

屋外の遊具等の整備につきましては、子ども・子育て会議の委員の方からも設置を要望するとの御意見をいただいております。できるだけ早い時期にとは考えておりますが、まずは屋内遊戯施

設の整備に専念させていただきたいと考えていることから、屋内遊戯施設整備の完了後に検討したいと考えております。

場所につきましては、すこやかセンター南側広場を考えておりますが、具体的な配置場所まではまだ決まっていないところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 簡潔な御答弁、御祝儀はありませんでしたけれども、ありがとうございます。

1番目の多子世帯から伺っていききたいなと思いますが、私もう少し詳しい数字をいただきましたかと思ったわけなのですが、これを——先ほど話しましたけれども——児童手当の受給世帯ではなくて、子供全体で把握するということは可能なのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、本市で知り得ている情報の中で、確かに住基情報というのがありますけれども、この状況の中で確認することはできないものになっております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） できる方法は多分何か勉強すればあると思うのですが、というのは、私この数字というのは非常に重要な判断になってくるのかなと思うわけなのです。今回、一般質問でほかの議員も質問するとは思いますが、要するに今施策を打っているけれども、実際それは成果につながっていないとか、あとこの受給世帯で見ると、急激に第5子の世帯から減少傾向にある。では、ここを増やしていくためにはどうするか、そういった判断材料になるのかなと思うわけなのです。

今まで、むやみやたらとまでは言わないですが、一律に子育て支援ということで施策を打ってきて、もちろんですが負担が増えてき

たというのは現状ですから、これからは少子化対策として課題を的確に捉えて、それをどう解決していけるか、そういった施策に少し方向性を、かじを切っていかなければならないのかなとは思いますが、今後を見極める上で、やはり私はこの数字をしっかりと調査できるように体制を整えていくべきだと思います。

市長に思いをお伺いしたいなと思っているのですが、先ほど子供が6人の世帯が2世帯とありましたが、3月にも同様の質問をした際には8人でした。恐らく高校生とかになられて対象から外れたのかなと思いますけれども、私はこの多子世帯に関して表彰状とか感謝状を贈るべきではないかなと思うわけなのです。8人も子を育てていらっしゃる保護者の方々、もしくは6人とかでも、何人とは言わないですけれども、要するに米沢市を挙げて保護者・子供を応援していこうと、そういった気持ちを込めてそういったものを贈ってもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 感謝状がいいのか、どういう格好で気持ちとしてそういったものを表していくかということについては、私は重要なこれからの取組になると思いますので、そこはどういう形にするかは別にしまして考えていきたいと、このように思います。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ、お願いしたいなと思うわけなのです。私、ある意味8人とか7人とか育てていらっしゃる方というのは功績者だと思いますよ、米沢市の子育ての功績者。そういった人たちにちょっとでも行政が寄り添っているなど、見てもらっているなという意味合いを込めて、私はそういったものが必要かなと思ったわけなのです。

関連してなのですけれども、多子世帯に関して、今県で子育て応援パスポートをやっていますけ

れども、本市独自にそういった多子世帯に関して企業とタイアップして、例えば割引を割増ししていくとか、そのほか米沢市でもプレミアム付商品券をやっていますけれども、1万円のところを1万2,000円、子育て多子世帯に関しては1万5,000円とか、そういうものをつくっていてもいいのかなと思うわけなのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 山形県が出しております子育て応援パスポートにつきましては、現在高校生までが利用できるようなパスポートになっております。また、妊婦からも使用できるということで、かなり利用された方が多いものになっているかと思えます。こちらにつきましては、企業の協賛という形で実施しているものになっておりますので、本市の企業の方も多く参加されています。そのほかに市でもということではなく、やはりこれは山形県全体で使えるパスポートをそのまま継続してやっていきたいと考えております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） そのパスポートに関してですとそうです。米沢市の施策になります、今度は、先ほども話しましたがけれども。というのは、以前もお話ししましたがけれども、やっぱり多子世帯だと子供が多くて大変だねというイメージが本当に強いわけなのです。できれば、そんなには欲しくないというそういったイメージを何とか払拭するために、子供多くて羨ましいなど、むしろずるいと言われるぐらいの大胆な施策を私は打ち出したほうがいいと思っているのです。子供が何人いるからこういったプレミアム率が高くなっていくんだねとか。

もう一つ、これも以前話しましたがけれども、例えば米沢市の公共施設ですよ。公共施設に関しては、多子世帯に関しては減免しますよ、無料にしますよ。一例を挙げたのは以前プールの利用でし

たけれども、上杉博物館、これは家族全員で来ると無料です。年に何回も行行って米沢の歴史を学んで、上杉鷹山を顕彰したりとか、そういった思い出をつくってもらうほか、米沢でしかできないような体験を味わってもらえるようなそういった施策ができないかということなのです。その点に関してはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 公共施設の使用料等の免除などにつきましては、ある意味、歳出はないのかもしれませんが、歳入減となるような状況もございます。また、健康福祉部や担当課だけで決定できるものでもありませんので、そこは市の中で連携を取らせていただきながら検討させていただきたいと思います。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ共有していただきたいなと思います。私自身は、少子化対策は本当に最優先課題、ここをどういうふうにして解決できるのだと。組織横断的にやっぱり物事は決めているかといけないなと思いますし、さっき言ったとおり、いやずる過ぎると言われるぐらい、子供2人だけでも3人持つとこういった制度になるから、じゃあ可能性あるとか、そう思ってもらえるような大胆な政策をぜひ打ち出してほしい。米沢から発信してもらいたい。そういった思いで言わせていただきました。ぜひ、この米沢が子育て多子世帯に恵まれている環境だと思ってもらえるような環境づくりを期待したいなと思います。

別件になりますけれども、令和元年10月、消費増税に合わせて幼児教育の無償化が始まりました。本市では、第2子半額、第3子費用なしで利用料を免除しておりましたけれども、それが今度国の幼児教育無償化に当てはまったのかなと思いますが、こちらは財源的にどれぐらい負担が軽減できたのかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こちらの数字につきましては、数年前にもお答えした経過がございますけれども、市の負担の軽減額につきましては約2,000万円程度となっております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） その2,000万円はどこに行ったのと、まだ分からないかもしれないのですが、2,000万円が浮いたで終わっていないですかね。どうなのですかね。その2,000万円を財源に何かほかの事業とか展開されましたかね。

例えばなのですが、そういったもので米沢市の負担が軽減されたけれども、少子化対策のためにこういったものやっていく、そういった姿勢はぜひ見せていただきたいなと思いますし、私も感じている部分というのは、やっぱりいろんな面で子育て世代の負担というのはあります。継続的にあるものもあれば一気にどんと出てくるもの、それを全部しようかと思うとやはり何ぼ事業費があっても足りないというのは分かりますけれども、先ほど話したとおり、多子世帯、特に第3子以降に関して、出産費用を私は無償化できないかなとは思っているわけなのです。

市長に伺いたいと思いますけれども、この出産は、健康保険から給付があって差額分を自己負担するわけなのですが、若い世代にとってこの差額分、1回当たり大体10万円とか、15万円まではかからないですけれども、まとまったお金が必要になってくる。そこを何とか行政でまず産むところから負担を軽減していくことができないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、その出産の費用の軽減に関しましては、来年の1月から県が実施する話をいただいております。出産の費用の約半分程度、差額がもらえるお金、大体52万円ほど実際かかるということなのですけれども、そこから一時金を引いた差額が大体11万6,000円程度とい

うことで、この2分の1程度が軽減される、県から給付されるということで現在話をいただいているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） それは初めて私もお伺いしましたけれども、すばらしい取組だなと思いますし、言ったとおり、少子化対策のために米沢市としてはさらに独自に負担するとか、そういった話というのは進めておりますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在のところ、本市独自に出産費用等の一部の助成ということは考えていないところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） となると、県内全域で始まるわけですが、米沢の特色が全くなくなる。ほかの自治体と同じ。ほかの自治体がやれば、やっぱり米沢って遅れているんだねとか、目を向けていないんだねとも感じ取られてしまうかなと思います。ここが全てではないと思いますけれども、そういった姿勢、米沢にしかないような支援策で、特に私はやっぱり多子のところに重点を当てていってもいいのではないかなと思います。世帯数でいっても、約8分の1ぐらいの世帯数で、人数的にも恐らくこの六百何十人なのだと思いますけれども、ここをもっともっと増やしていくような施策、もしくは第4子、第5子をもっともっと増やしていけるような施策を展開していただきたいと思います。

政治的決断もあると思うので、市長にこちらの件に関しては御答弁いただきたいなと思いますけれども、先ほど話したとおり、令和元年の10月の幼児教育無償化に伴って、いろんな自治体で給食費の無償化を実施したところがあります。これは第1子からではなく第3子の給食費の無償化を実施しているところがあるわけなのです。何でかという、幼児教育、米沢市みたいに第3子の副食費を出していて、その流れをもって小学校の

給食費の第3子の無償化を継続的にやるためにそこをやったという自治体があるわけなのですけれども、市長、どうでしょうね。やっぱり第1子からだとかかなりの負担額はあると思います。ですけれども、多子世帯、少子化対策のことも考えたときに、第3子以降の給食費の無償化というのはお考えにあるものなのでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 全般的に本市の子育て支援に対する財政支出、あるいは少子化対策というものについて、今議員がお述べになった部分だけでなく、総合的に判断し対応していかなければならないものと思っております。

子育て支援策については、県内でも相当の支援というものを本市はやっていると私は思っております。ただ、そういった一つ一つの今申し述べられたようなことについては、今後財政的な観点から見ないと、全てがこの分野だけで本市の市政運営につながっていくかと。大事なことはありますけれども、全体を見ながらやっぱりやっていくという大きな課題もありますので、そこら辺は今後財政部門と相談しながらしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思います。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ、強い決断を期待したいなと思うわけなのです。私も、例えばほかのところで医療費の無償化を15歳までとか、そういったところがある中で米沢は頑張っているとか、幼児教育の対象外になっているところも独自負担しているというのは十分承知の上ですが、やっぱり選ばれないなというのは実感しているわけなのです。そうやって選んでもらえるように、子育てするんだったら米沢でと選んでもらえるような施策に少しずつ転換していった方がいいのかなと思ったわけなのです。ぜひ、財政部門と総合的に判断しながら、少子化、ここを食い止めていきましょう。

続きまして、2番目の子育て関連の手のオン

ライン化に移りたいと思います。

何で現況届の話題を出したかといいますと、もう本当にお恥ずかしながら私も提出しました。慌てて提出してしまって日付を記載しませんでした。そういったことで戻ってきてしまったわけなのです。これは本当に私のミスだと思うのですが、そういった二度手間になっているのではないかなと思うわけなのです、万が一こういった場合。それをもっともっと効率化できないかなとは思ったわけなのです。

先ほど、マイナンバーに絡めて検証中ということだと思いますけれども、健康福祉部というか、子育ての中でやはりこういったものは要らないよねというか、無駄だよねと思うものをしっかりと精査しながら、今後のオンライン化に努めていただきたいと思います。

もう一例挙げると、保育園の入所のその申込書も国の指定なんでしたか。園の申込書、いかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 保育所等の施設の利用申込書につきましても、同様に認定ということになっておりますので、市への手続ということで国でオンライン化を進める準備をしているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 動向を見ながらになると思いますけれども、紙が必ず必要なのか、もしくはやっぱり子育て世代にとって当たり前に使っているスマホで申請できたりとか、書類も写真を撮って送れるような、それぐらいのこともイメージしながらやっぱり進めていっていただきたいと思います。そういったことをすることによって、今度取り込む際とか、選定する際にもAIを活用したりとか、RPAを使ったりとか、かなり事務の効率にもつながると私は確信しておりますので、そこら辺もぜひ含めながら今後やっていっていただきたいと思います。

別件にはなりますが、以前からいろんな議員から御指摘ありましたが、LINEでいろいろ相談窓口ができないとか、情報発信できないかという話がありました。私もそういったものがあるといいなとは思いますが、そこら辺の進捗状況はどのようになっていますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、子育て支援関係の情報発信については、米沢市の公式LINEを使って随時発信させていただいている状況になっております。独自に情報を、例えば小さいお子さんのいる方と直接のものは持ち合わせておりませんが、通常のLINEを使わせていただいて情報は発信しているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 発信をしているのは理解しておりますけれども、以前も話された方がいらっしゃる、情報量が多過ぎてもう少し細分化したほうがいいのではないかと、子育てに特化したようなものが必要ではないか。さらには、気軽に相談できるような体制が必要だということなのです。そこでとどめていたらこれ以上進まないのですけれども、その議論というのはいかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 現在、子育て支援アプリなどについての問合せなどもいただいているところです。現在、担当する健康福祉部内の2つの課、健康課も含めて子育て支援課となりますけれども、この子育て支援アプリについては、できるだけ導入できるような方向で検討したいなとは考えております。ただ費用もかかることでもありますので、大変重要なものになるかとは思いますが、検討したいと思っております。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ありがとうございます。この次に言おうと思っていたことを先にお話していただいて、以前はLINEという話があり

ましたけれども、やっぱり時代の進歩はすごいな  
と思ひまして、数年前はLINEが主流でしたけ  
れども、今だと新しいアプリケーションが出てき  
て、そのアプリケーションで直接オンラインでの  
相談のやり取りであったりとか、予約をしたりと  
か、いやこれは本当に1個導入されるだけでも、  
今までできなかったことがかなり広がってくる  
なというのは思ったわけなのです。

さらに、今部長が話されたとおり、やっぱり母  
子のほうにも当てはまってくるのかなとは思ひ  
ますけれども、妊婦であったり、あと幼児の健診  
等々も見られるということで、やっぱり子育て世  
代にとっても一元管理できるというのは非常に  
いいのではないかなと。何歳になったから予防接  
種しないといけない、そういう通知が来たりとか、  
健康管理ができたりとか、そういったものがあれ  
ば相談もしやすいかなとは思ひるので、ぜひ導入を  
私は期待はしたいところですが、これはち  
なみに事業費を算定されていらっしゃるものな  
のでしょうか、何ぼかかるのかなって。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 具体的に金額的なもの  
はまだ持ち合わせていないところではあります  
が、様々な業者から情報をいただいております。  
そこを精査させていただきながら、より効率的な  
ものというところでは考えておりますが、やはり  
お金がかからないものではありませんので、そこ  
は十分に検討させていただきたいと思ひます。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） もちろんただでできれば  
理想ですが、お金はもちろんかかってくる  
とは思ひます。ただ、別の視点から考えたときに、  
例えば繁忙期・閑散期とかが出てくるわけですよ  
ね。どうしても応対できないとか、アプリケーシ  
ョンを活用してその波をなだらかにしていくよ  
うな取組をやったりとか、電子化、オンライン化  
することによって事務の軽減につながって、これ  
ぐらいの時間軽減、事務方のほうですが、

そういったものができるというところを総合的  
に判断したときに、そんなに高いものではなくな  
ってくるのではないかなとは思ひわけなのです。  
ぜひ期待して、報告を待っております。

もう一点、アプリケーションになりますけれど  
も、病児保育、病後児保育になります。これは正  
直利用しにくいというか、利用数が少ないことが  
いいことなのか、利用しにくいから少ないのか、  
そこら辺は分からないところではありますけれ  
ども、先日の新聞報道で山形市でもこちらのア  
プリケーションを導入したと。手軽にアプリケー  
ションを使って施設を予約したりとか、緊急時にや  
ったりとか、それを広域的に取り組んでいるとの  
新聞報道がありました。こちらに関しては検討と  
いうのはされたものでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 そちらの病児保育等の  
関係についてのオンライン化などについては、ま  
だ検討はしていないところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 病児保育、病後児保育の  
課題としては、事前に氏名等の登録は、これはも  
ちろんいいのですけれども、事前予約もしないと  
いけない。例えば、夜中万が一熱が出た場合とか、  
早朝、あれ今から仕事に行かないといけないのに  
熱が出たとかといった場合に、今現状対応できて  
いない。それは、人の問題なのか、施設の問題な  
のか、時間的な問題なのか分からないのですけれ  
ども、こういったものがあるから利用できる環境、  
最悪、最後の選択肢としてそういうふうに利用で  
きるような取組を山形市ではされていらっしゃ  
るのかなと思ひわけなのです。

さらには、迎える時間、いつも電話をしていた  
のが休憩時間に変更しますとか、そういったもの  
ができるということでしたから、ここも一緒に少し  
検討、米沢市に関しては2施設プラスアルファし  
かないので、どれぐらいの効果があるか分からな  
いですが、そこも含めてぜひ検討してもいい

いのかなと思います。こちらはお願いです。

こちらも以前、伺ったところではありますけれども、子育て関連だと、子育ての医療証が今配付されております。私も見たり持ったりはしておりますけれども、紙なのですよ。今どき紙かと思うけれども、紙なのです。15年間その紙を使い続けることはできるかと言われたら、私は必ず再発行しなければならないと思うわけなのです。こちらのデジタル化とか、あともしくはカード化とか、そういったところというのはどのようになっているか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子育て医療給付の事業につきましては、山形県で実施している事業の上乗せとして18歳まで利用できるようにこちらの制度をつくったところなんです。ですので、ベースにあるのは山形県の補助事業になっていることから、医療証につきましては、そのサイズですとか色ですとか、こちらは全部県の指定ということになっておりまして、市で独自に変更するということは認められないという回答を県からいただいているところです。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 県もお堅いなと思うわけなのです。県でやっている子育て応援パスポートはもう既にスマホ化されておりますし、なぜ医療証だけが紙であり続ける必要があるのか。もしくは、もう本当に必要なのか。県内一律でそこまでやっているのであれば、別に提出する必要性はどれぐらいあるのかなとは思いますが、病院でも把握はしていると思いますし、そこら辺、改めて県に要望していただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 福祉医療関係の担当者会もごございますので、機会を捉えて県には要望してまいりたいと思います。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ありがとうございます。私も私で別ルートで頑張りたいなと思いますので、お願いします。

続きまして、3番目、屋外遊戯施設の整備検討に移らせていただきたいと思います。

そのまま正直申し上げますと、ちょっと残念だなとは思っています。できればやっぱり屋内と屋外共に一体となってオープンを迎えられるようにできればいいなとは思いましたが、次回ということで次期実施計画に登載されるという意気込みと捉えましたが、それでよろしいのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 時期については、明確なところは申し上げることが今の段階ではできないところではありますが、できるだけ早い時期にということで検討してまいります。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） こればかりは期待するしかないのかなと思いますけれども、先ほども話したとおり、これはここが一緒になって初めて子育て推進の拠点化になるのではないかなと思うわけなのです。今まで、相談窓口とかいろんなこういった機能が必要ではないかと言われて、十分取り組んで、先日もお示ししていただきましたけれども、やっぱりここがない。ここがあって初めての拠点化だと私自身は思っております。コロナが終息した後になるのかもしれませんが、あそこのすこやか広場のところで子供たちが伸び伸び生き生きとすごく活気があるようなそういった施設になることを期待したいなと思うわけなのです。

プラスアルファで付け加えていただきますと、こちらの話は今の議員の2期生の七実会というものがございまして、事前に勉強会をしながら話をしていたのですけれども、以前、名前を出していいよと言われたので、太田議員が質問されま

したけれども、健康長寿のために健康遊具を設置できないかという話がありました。私もイメージが湧かなかったのですけれども、今回のすこやか広場のところ、屋外の遊戯施設に合わせた健康遊具の設置というのはぼんとすんと入ったわけなのです。何でかという、子供が隣で遊んでいる脇でおじいちゃんたちが健康のために少し動いている。じいちゃん、一緒に遊びに行こうよとか、孫と一緒に出かけようよと、そういった機会をつくれるのはあそこしかないのかなとは思いますが、その検討も併せていかげしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 もともとすこやかセンター建設当初には、屋外に遊具等の設備があったということを知っています。ですので、健康の着眼点からいけば、あそこに健康にかなったものがあればそれはいいのかと思っています。併せて検討させていただきたいと思っています。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 子育て推進の私の立場からこう言ってきましたけれども、健康長寿推進の拠点も併せ持つ、これはやっぱり相乗効果があるのではないかなとすごく思っているわけなのです。ぜひ、やっぱりこれは次期の実施計画に登載してもらいたいと期待しております。

あわせてなのですけれども、やっぱり少しグランドデザインというものを描いていただきたいなと思っていたわけなのです。先日も委員会で話が出ましたが、両施設をつないだらいいのではない、動線はどうなっているかと考えたときに、やっぱり私はあそこは人優先の施設を造っていかないといけない。車の出入りをどうする、人の流れはどうする、そういったグランドデザインを描いて、屋外にはこうつながっていくのだよというグランドデザインをやっぱりつくって描いていかないといけないのかなと思うわけなのです。そういった時間も含めて、いつか分からな

いけれども次期やりたいと思っていられしやるのか。そこら辺はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 すこやかセンターの場所につきましては、今後大変重要な拠点となる場所になると思っております。それにつきましても、やはりそういう全体的な構想というのは必要になってくるかと思っています。ただ、現在あその場所につきましては、市民バスの停留所になっているとか、ドクターヘリのランデブーポイントであるとかということでもなかなか制約もございます。そのようなことも考慮しながら今後考えたいと思っています。

○相田克平議長 成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 最後にさせていただきますけれども、私、平日頃から思い描いているのはどうやったらもっと活気づくまちになるかなと思っているわけなのです。利用者数を見ても、例えば本市の最多はナセBAの35万人前後、先日お示しいただきましたけれども、今回の拠点施設は二十数万人の年間利用者数を見込んでいる。ただ、やっぱりほかのまちに行くと、年間100万人利用とか、200万人利用しているというところが多々あるわけなのです。そこを見てみると、やっぱり老若男女問わずいろんな方がいたり、にぎわっているなというところが多々あります。

最後、市長に伺いたいと思いますけれども、私は市長も言っている健康長寿の拠点ということで、すこやか広場も活用したものをやれば50万人、そういった施設づくりを目指していけるのかなと思います。そこも捉えて、今後の意気込みを最後に伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 アクティー米沢に遊戯施設を造る。この一番の大きなメリットは、前に成澤議員も質問されたように、非常に周辺に緑があると。それが丘状になったりしていると。天気の良い日は子

供さん、乳児も含めてそこで屋外で遊ぶことができる、そういった屋内遊戯施設と屋外で動き回ることができる。遊具があるかないかは全く別にしまして、そういう環境があそこにあるということが一番の優位性があったのではないかと私は思っております。

そういったことを考えて、まずはいろいろ若いお父さん、お母さんから要望のあった屋内遊戯施設をしっかりとまず造って、そしてそのプラス屋外、その緑を利用した外で遊ぶことができるということも、これはおじいちゃん、おばあちゃんとも一緒に来て屋外で遊ぶことができるということにもなると思いますし、まず、地元の人たち、先ほど御例示されました100万人、200万人というのは、その地域以外からも来ている方の数が合わさっていると、そういう大勢来ている遊戯施設は。

まず、私は地元の人たちに活用していただく、地元の子供たちが今まで本当にもくいくひろばはあったけれども、もっと広々としたそういった施設が欲しいというところから、まず手始めにアクティー米沢を屋内遊戯施設にするという方向性が出たわけでありますので、そこをしっかりとやりながら、今後これは子育て支援、そして少子化対策は全く議員のおっしゃるとおりだと私は思っております。

ただ、すぐにできるかできないかというものについては、先ほど申し上げましたように、これからの事業として総合的に考えて段階的に踏んでいく必要もあると思っておりますので、子育て支援についてはこれで終わりというものではないということは常々言ってまいりましたので、そういったことを含めて、今後どのような方向性を出していけるかということについて、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように思います。

○相田克平議長 以上で2番成澤和音の一般質問を終了いたします。

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時20分 散 会

.....

